

第4期里庄町障がい者福祉計画・
第7期里庄町障がい福祉計画及び
第3期里庄町障がい児福祉計画

令和6年3月
里 庄 町

目 次

第 1 章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の概要	2
第 2 章 里庄町の現状	5
1 人口等の状況	5
2 障がい者の状況	6
3 就学等の状況	13
4 雇用・就労の状況	16
5 アンケート調査から見た障がい者の状況	18
第 3 章 計画の基本理念・目標	27
1 基本理念	27
2 基本目標及び重点施策	28
第 4 章 重点施策	29
1 健康づくりと障がいの発生予防	29
2 障がい者の自立と社会参加の実現	32
3 暮らしやすいまちづくり	38
4 地域支援体制の整備	40
第 5 章 数値目標・見込量の設定	42
1 成果目標	42
第 6 章 障がい福祉サービス見込量	47
1 介護給付・訓練等給付の見込量（障がい福祉計画）	47
2 障がい児通所支援等の見込量（障がい児福祉計画）	53
3 地域生活支援事業の見込量	55
第 7 章 サービスの充実と計画推進	60
1 計画の実施体制	60
2 計画の推進体制	61
参考資料	62

1 用語集	62
2 策定委員会委員名簿	69

第 1 章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨

本町では、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」、「ソーシャルインクルージョン」の考え方にに基づき、障がいの有無に関わらず、すべての住民が相互に人格と個性を尊重し合う社会を目指し、平成 30（2018）年 3 月に「第 3 期里庄町障がい者福祉計画、第 5 期里庄町障がい福祉計画及び第 1 期里庄町障がい児福祉計画」を策定し、令和 3 年 3 月には、障がい福祉計画の見直しを行い、「第 6 期里庄町障がい福祉計画、第 2 期里庄町障がい児福祉計画」を策定して、さまざまな分野におよぶ障がい者福祉施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

また、障がい者の「親亡き後」を見据え、障がい者が住み慣れた地域等で安心して暮らしていけるよう、地域の社会資源を有効に活用し、障がい者の生活を地域全体で支えることを目的とした地域生活支援拠点等の整備なども行ってきました。

国においては、平成 26（2014）年に障害者権利条約を批准したことを受けて、平成 28（2016）年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行など、障がい者の権利擁護等を目的とする一連の国内法が整備されました。

近年では、令和元年に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が成立、令和 3（2021）年に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立、令和 4（2022）年には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が改正されるなど、障がい福祉に係る法制度の整備が進み、制度的・量的に障がい福祉サービスの充実が図られました。

本町においては、現在の障がい者福祉計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の計画期間が令和 5（2023）年度で終了することから、国の法制度の変化に的確に対応し、これまでの取組や実績を評価・検証し、今後の障がい者施策の方向性を定めるために、新たに「第 4 期里庄町障がい者福祉計画、第 7 期里庄町障がい福祉計画及び第 3 期里庄町障がい児福祉計画」を策定することとなりました。

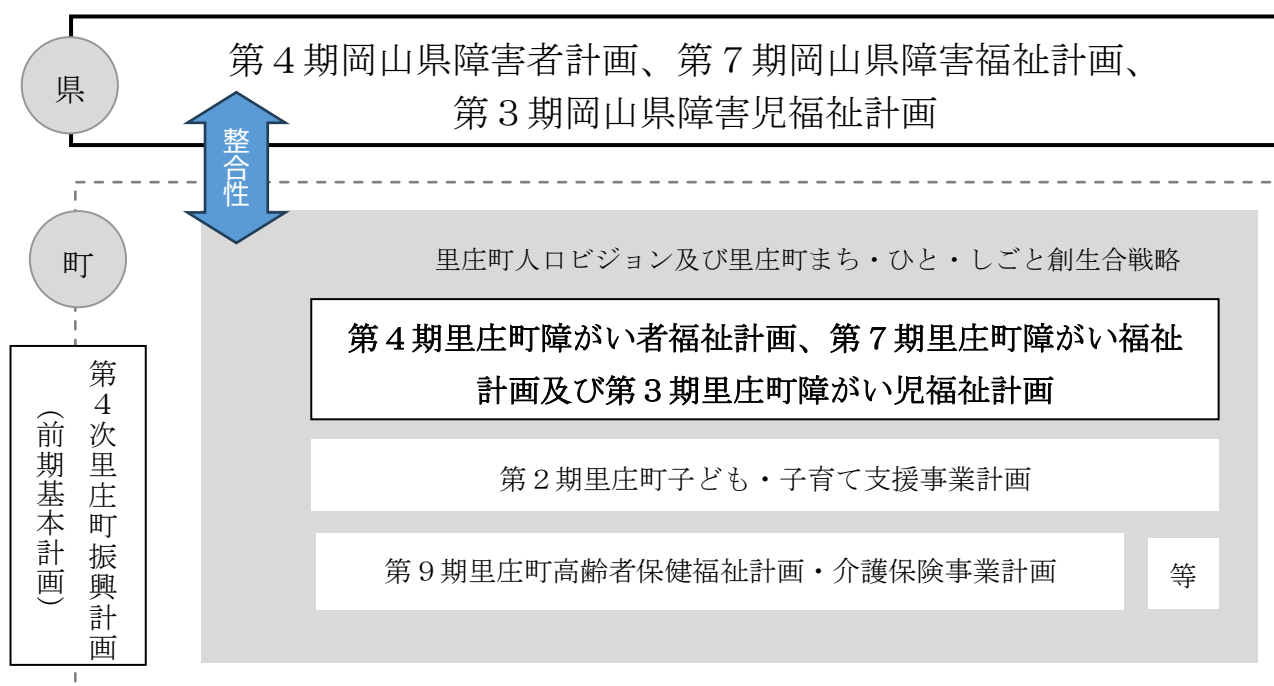
本計画は、今後の障がい者施策の方向を示すとともに、多様化する障がいのある人やその家族のニーズに対応し、障がいのある人が地域の中で人格と個性を尊重され、すべての人が障がいの有無にかかわらず互いに支え合い、安心して充実した生活を送ることができる社会（共生社会）の実現を目指して策定するものです。

2 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」及び障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけられるものです。

策定にあたっては、障害者総合支援法第 87 条第 1 項及び児童福祉法第 33 条の 19 第 1 項に基づく「基本指針」に則したものとし、上位計画である「第 4 次里庄町振興計画（前期基本計画）」や「第 9 期里庄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「第 2 期里庄町子ども・子育て支援事業計画」などの関連する計画と整合性を図りました。



(障害者基本法第 11 条第 3 項)

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

(障害者総合支援法第 87 条第 1 項)

主務大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

(障害者総合支援法第 88 条第 1 項)

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

（児童福祉法第 33 条の 19 第 1 項）

内閣総理大臣は、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援（以下この項、次項並びに第 33 条の 22 第 1 項及び第 2 項において「障害児通所支援等」という。）の提供体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下この条、次条第 1 項及び第 33 条の 22 第 1 項において「基本指針」という。）を定めるものとする。

（児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項）

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

（２）計画期間

「里庄町障がい者福祉計画」は令和 6 年度から令和 11 年度までの 6 年間、「里庄町障がい福祉計画」及び「里庄町障がい児福祉計画」は令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間の計画期間とし、3 つの計画を一元管理のもと、障がい者（児）施策の更なる推進を図ることとしています。

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
障がい者 福祉計画	第3期			第4期					
障がい 福祉計画	第6期			第7期			第8期		
障がい児 福祉計画	第2期			第3期			第4期		

（３）計画の対象者

本計画は、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病、高次脳機能障がい、その他心身の機能に障がいのある方であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある方を対象とし、その家族や地域、社会全体への働きかけも含めた施策を推進します。

（４）計画の策定体制

①策定委員会の設置

町全体で障がい者福祉に対する取組を行っていく必要があるため、本計画の策定にあたっては、行政機関内部だけでなく障がい者福祉に精通する学識経験者や当事者団体の代表者などで構成された「第 4 期里庄町障がい者福祉計画、第 7 期里庄町障がい福祉計画及び第 3 期里庄町障がい児福祉計画策定委員会」を設置し、これまでの計画の見直しと、新たに定めるべき事項について検討を行いました。

②ニーズ調査結果の反映

本計画の策定に向けて、障がい者手帳をお持ちの方やその保護者、福祉サービスを利用されている人の実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるためのアンケート調査を実施しました。

③パブリックコメントの実施

計画（案）作成の段階で町民の皆様から幅広くご意見をいただくため、令和6年2月28日(水)から3月18日(月)の期間でパブリックコメントを実施しました。

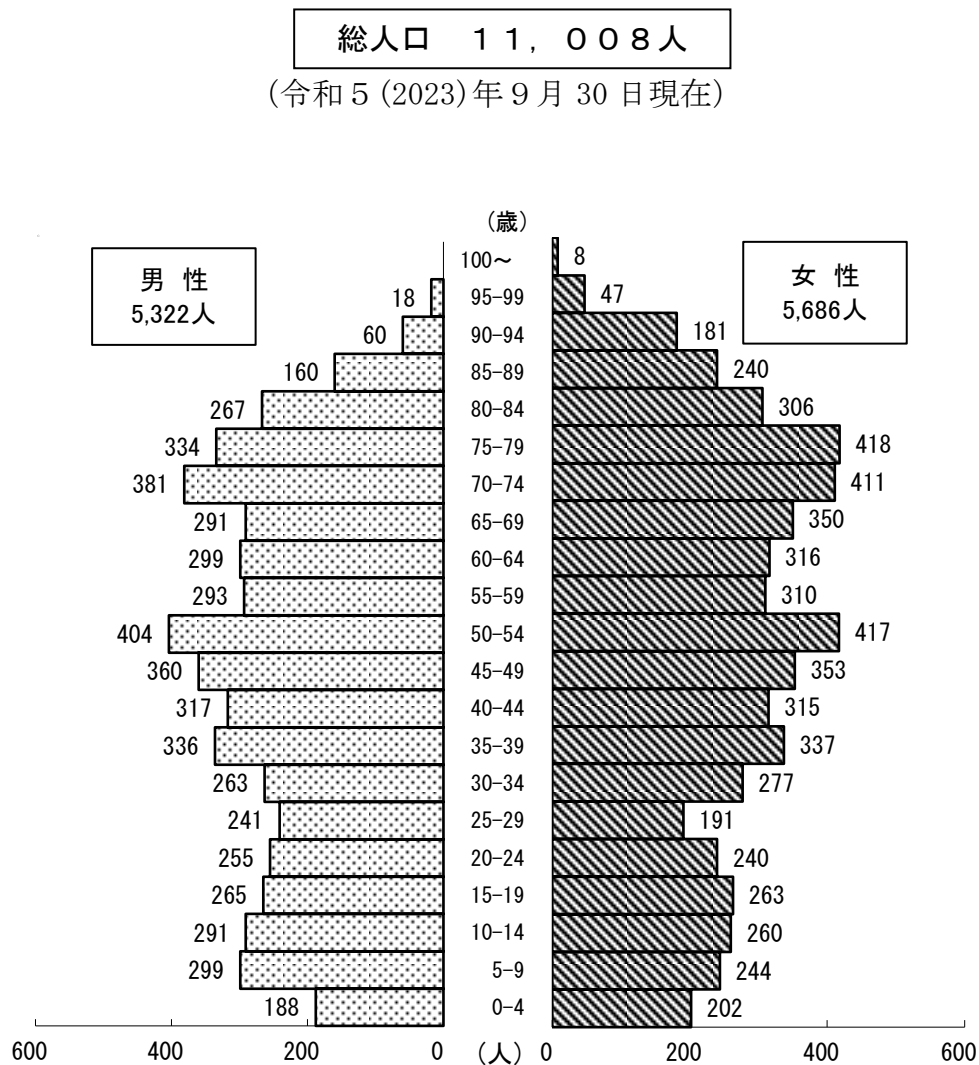
第 2 章 里庄町の現状

1 人口等の状況

○人口構成

令和 5 (2023) 年 9 月 30 日現在の本町の総人口は、男性は 5,322 人、女性は 5,686 人の合計 11,008 人となっています。

年齢構成をみると、男女とも「50～54 歳」と「70～74 歳」（女性は「75～79 歳」も）の階層が特に多くなっています。



資料：住民基本台帳

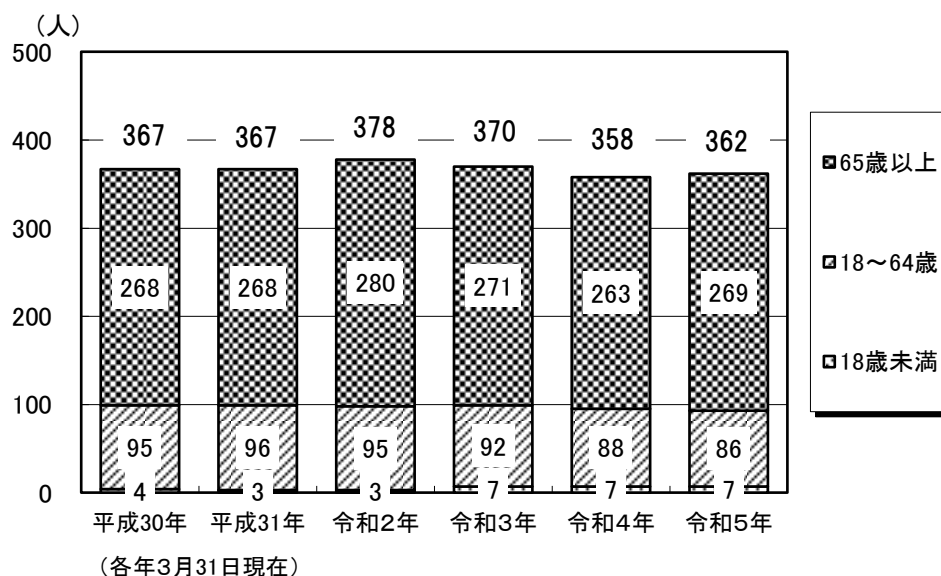
2 障がい者の状況

(1) 身体障がい者手帳所持者の状況

①年齢階層別

本町の身体障がい者手帳所持者は、令和5(2023)年3月31日現在362人で、平成30(2018)年以降、ほぼ横ばいで推移しています。

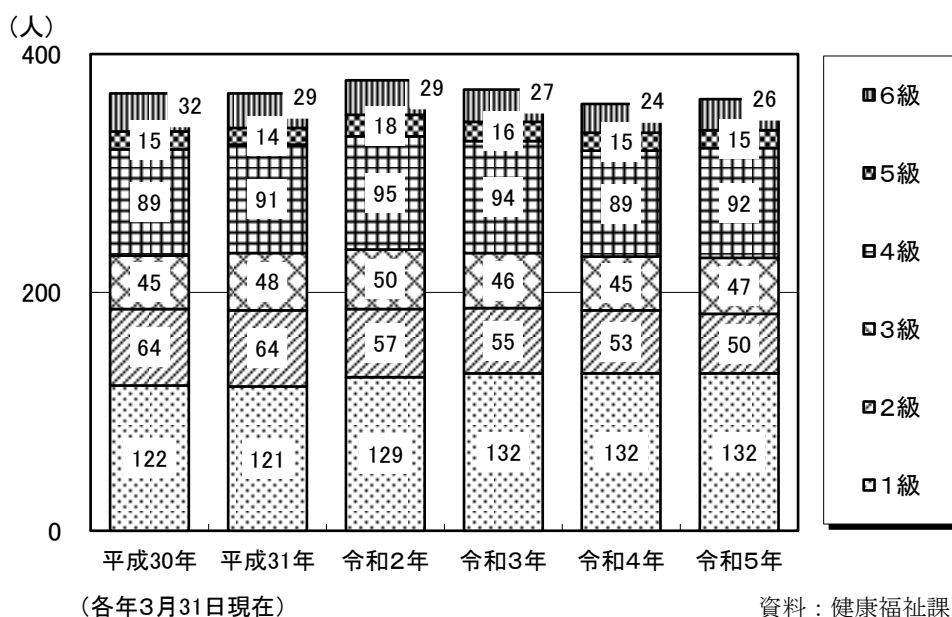
年齢階層別にみると「65歳以上」の高齢者の割合が高く、令和5(2023)年は269人で全体の74.3%を占めています。



資料：健康福祉課

②等級別

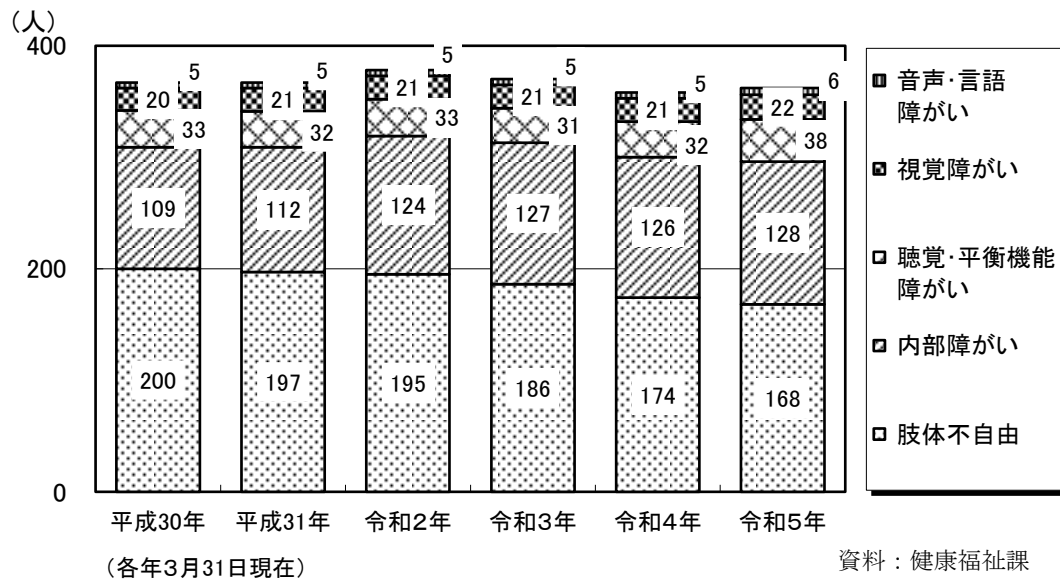
身体障がい者手帳所持者を等級別にみると、「1級」が最も多く、令和5(2023)年は132人で36.5%を占めています。また、1級、2級を合わせた重度障がい者は、182人で全体の50.3%を占めています。



資料：健康福祉課

③障がい種別

障がい種別にみると、「肢体不自由」が最も多く、令和5（2023）年は168人で全体の46.4%を占めています。また、「内部障がい」は平成30（2018）年から令和5（2023）年にかけて19人（17.4%）増加しています。



④内部障がいの内訳

内部障がいの内訳をみると、「心臓機能障がい」が最も多く、次が「腎臓機能障がい」、「ぼうこう・直腸機能障がい」となっています。

各年3月31日現在(単位: 人)						
種別	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
心臓機能障がい	61	62	66	70	71	75
腎臓機能障がい	29	31	36	33	34	34
ぼうこう・直腸機能障がい	17	17	20	21	19	17
呼吸器機能障がい	1	1	1	2	1	1
小腸機能障がい	0	0	0	0	0	0
免疫機能障がい	1	1	1	1	1	1
肝臓機能障がい	0	0	0	0	0	0
合 計	109	112	124	127	126	128

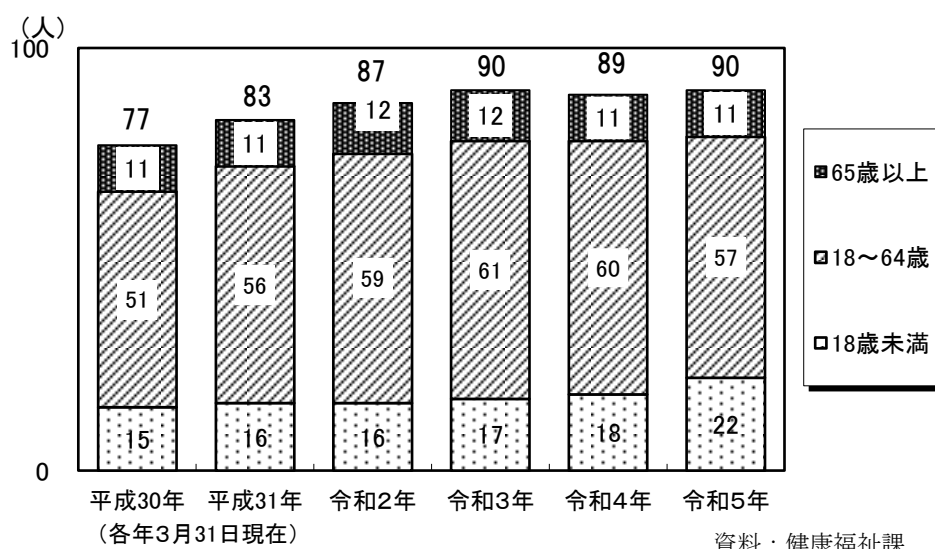
資料：健康福祉課

(2) 療育手帳所持者の状況

①年齢階層別

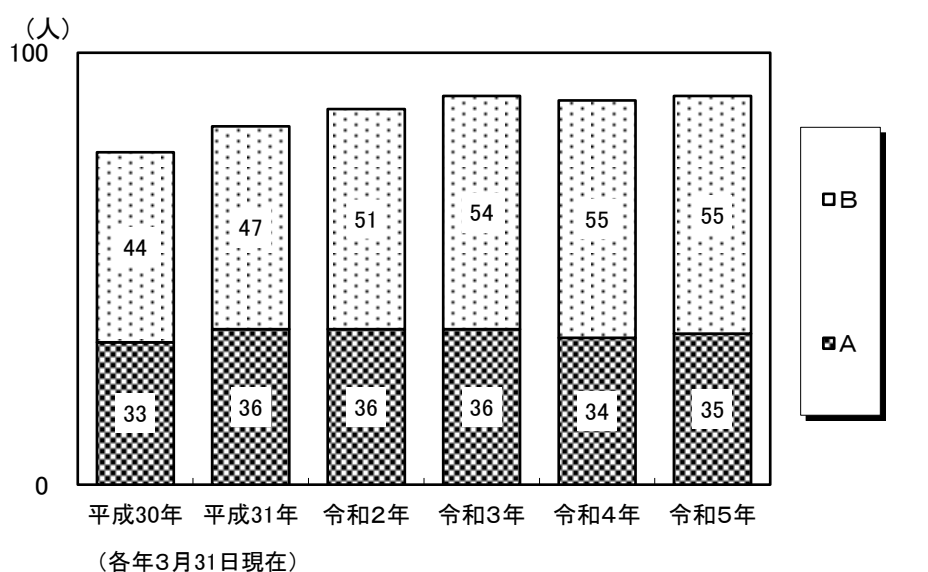
療育手帳所持者は、令和 5 (2023) 年 3 月 31 日現在 90 人で、平成 30 (2018) 年の 77 人から 13 人 (16.9%) 増加しています。

年齢階層別にみると、18 歳未満が平成 30 (2018) 年の 15 人に比べて 7 人 (46.7%) 増加しています。



②判定別

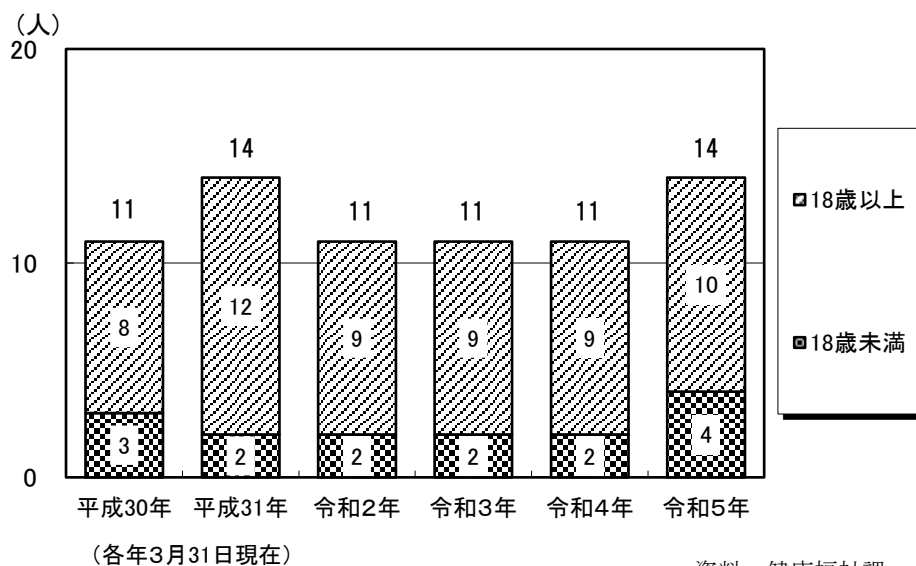
療育手帳所持者を判定別にみると、「B」が多く、令和 5 (2023) 年は 55 人 (61.1%) となっています。



(3) 重症心身障がい児(者)の状況

重症心身障がい児(者)は、令和5(2023)年は14人となっています。

年齢階層別にみると、令和5(2023)年は18歳未満が4人、18歳以上が10人となっています。



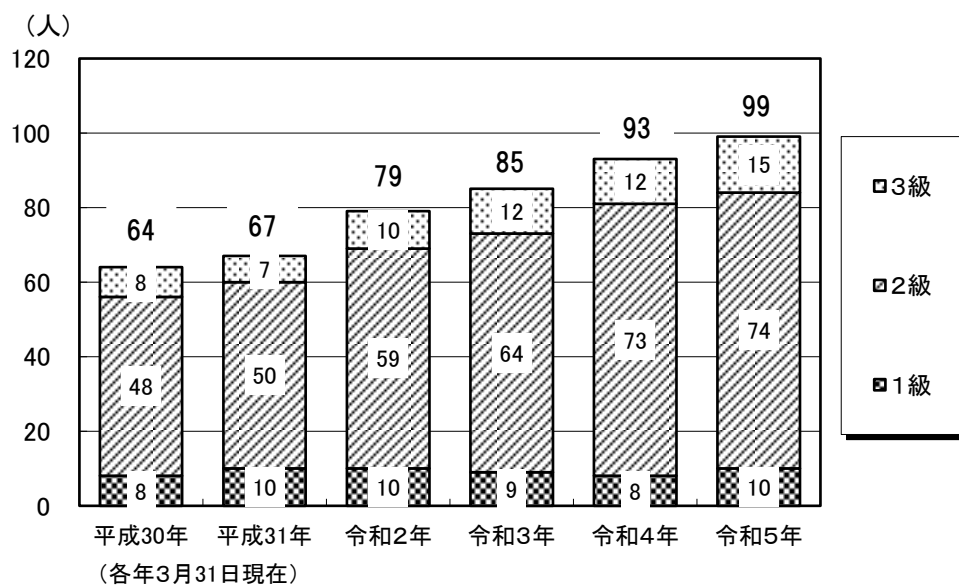
(4) 精神障がい者の状況

①精神障がい者保健福祉手帳所持者(等級別)

精神障がい者保健福祉手帳所持者は、令和5(2023)年3月31日現在99人です。

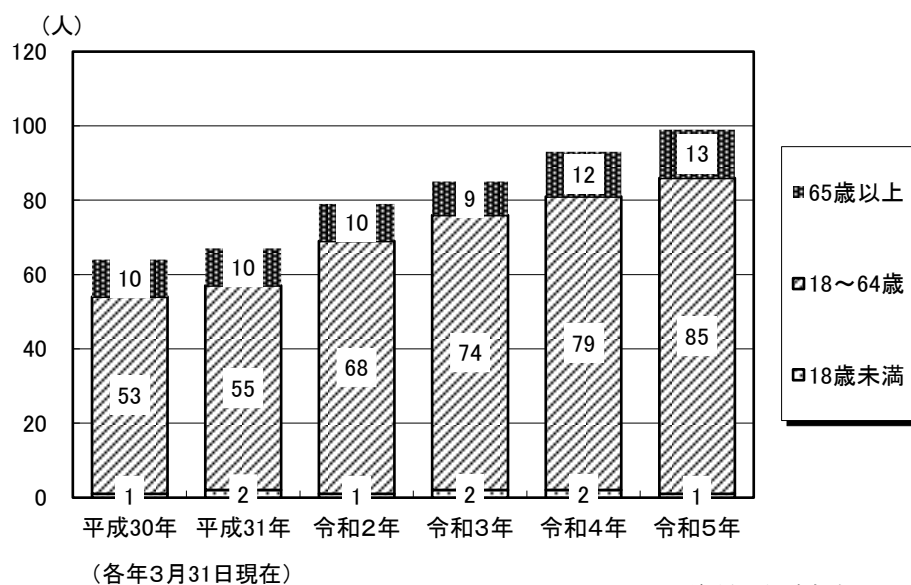
平成30(2018)年の64人から35人(54.7%)増加しています。

等級別にみると「2級」が多く、令和5(2023)年は74人(74.7%)となっています。



②精神障がい者保健福祉手帳所持者（年齢階層別）

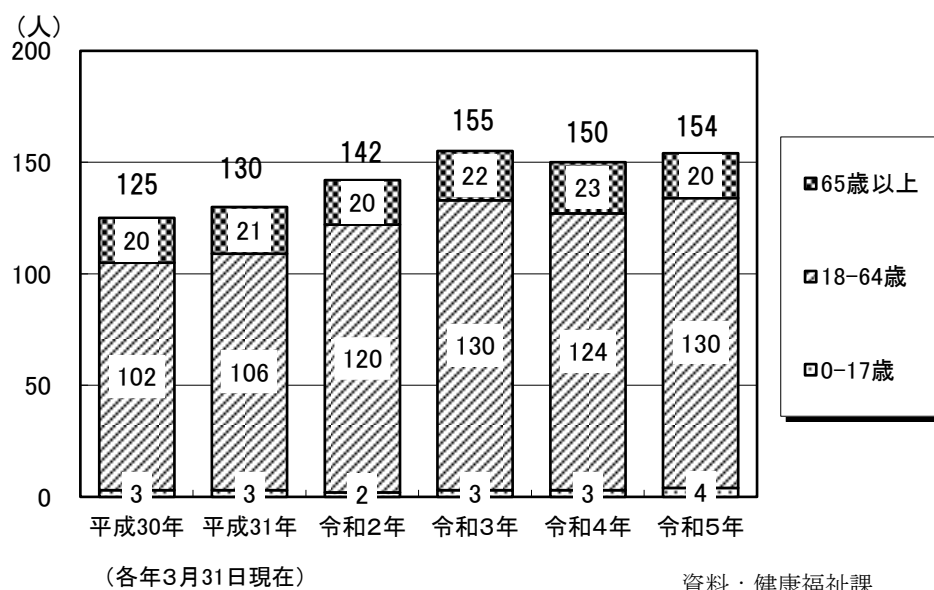
年齢階層別にみると、令和5（2023）年は、18～64 歳が 85 人で、85.9%を占めています。



③自立支援医療（精神通院医療）受給者

精神通院医療受給者数は、令和5（2023）年3月31日現在 154 人です。

年齢階層別にみると、令和5（2023）年は 18～64 歳が 130 人で 84.4%となっています。



(5) 障がい支援区分¹認定者の状況

①認定者数の推移

障がい支援区分認定者(受給者)は、令和5(2023)年3月31日現在69人で、身体障がい者26人、知的障がい者31人、精神障がい者12人となっています。平成30(2018)年と比べると、3人減少しています。

		各年3月31日現在(単位:人)					
		平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体	支給決定	25	25	22	23	25	26
	受給者	25	25	22	23	25	26
知的	支給決定	31	31	33	30	30	31
	受給者	31	31	33	30	30	31
精神	支給決定	16	15	15	15	12	13
	受給者	16	15	15	15	12	12
計	支給決定	72	71	70	68	67	70
	受給者	72	71	70	68	67	69

資料：健康福祉課

②認定区分別人数の内訳

区分別の人数をみると、身体障がい者は区分5、6、知的障がい者は区分4、5、精神障がい者は区分2がそれぞれ最も多くなっています。

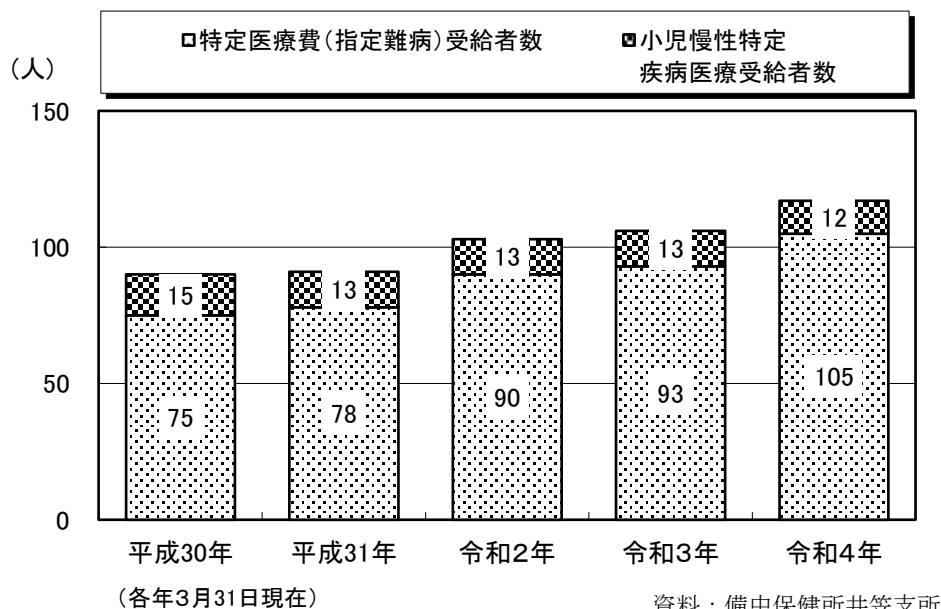
令和5年3月31日現在(単位:人)			
	身体	知的	精神
区分6	9	5	0
区分5	9	9	0
区分4	0	9	2
区分3	5	3	2
区分2	2	4	7
区分1	0	0	1
計	25	30	12

資料：健康福祉課

1 障がい福祉サービスの必要性を明らかにするため、障がい者等の障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分であり、市町村がサービスの種類や量を決定する際に勘案する事項となるもの。

（６）特定医療費等の給付状況

令和 5（2023）年 3 月 31 日現在、特定医療費（指定難病）受給者証所持者数は 105 人、小児慢性特定疾病医療受給者証所持者数は 12 人で、特定医療費（指定難病）受給者証所持者数は、平成 30（2018）年以降、増加傾向にあります。



（７）育成医療²・更生医療³受給者の状況

令和 5（2023）年 3 月 31 日現在、育成医療受給者数は 0 人、更生医療受給者数は 35 人で、更生医療受給者数は、平成 30（2018）年以降、増加傾向にあります。

各年3月31日現在						
	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
育成医療	1	0	1	0	0	0
更生医療	27	28	29	32	36	35
合 計	28	28	30	32	36	35

資料：健康福祉課

2 指定の医療機関にて、身体障害者福祉法に定める身体に障がいのある児童（満 18 歳未満）などに、必要な医療の給付を行い、又は医療に要する費用の支給を行います。

3 身体障がい者の方が身体機能の回復を図るため、その障がいそのものを除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行います。

3 就学等の状況

(1) 保育所・幼稚園の状況

障がい児の在籍状況は、令和5(2023)年4月1日現在、保育所8人(身体に係る医師の診断書がある、または療育に通っている、あわせて保育士の加配が必要な児)、幼稚園1人(手帳を所持している児)となっています。

		各年4月1日現在		
		令和3年	令和4年	令和5年
保育所	在籍児数	328	312	290
	障がい児数	14	10	8
	加配保育士数	4	4	4
幼稚園	在籍児数	74	82	73
	障がい児数	0	0	1
	加配教諭数	0	0	0

資料：健康福祉課・教育委員会事務局

(2) 特別支援学級の状況

特別支援学級数は、令和5(2023)年4月1日現在、小学校7学級、中学校2学級となっています。

■特別支援学級の状況1		各年4月1日現在		
		令和3年	令和4年	令和5年
小学校	学校数	2	2	2
	設置校数	2	2	2
	学級数	5	7	7
	児童数	34	39	39
中学校	学校数	1	1	1
	設置校数	1	1	1
	学級数	2	2	2
	生徒数	9	8	7

資料：教育委員会事務局

■特別支援学級の状況2

各年4月1日現在

			令和3年	令和4年	令和5年
知的障がい	小学校	学級数	2	3	3
		児童数	12	14	13
	中学校	学級数	1	1	1
		生徒数	2	3	2
自閉・情緒障がい	小学校	学級数	3	4	4
		児童数	22	25	26
	中学校	学級数	1	1	1
		生徒数	7	5	5

資料：教育委員会事務局

(3) 通級指導教室の状況

通級指導教室の児童数は、令和5(2023)年4月1日現在、小学校4人、中学校0人となっています。

各年4月1日現在

		令和3年	令和4年	令和5年
LD・ADHD等	小学校 児童数	2	3	4
言語障害	小学校 児童数	7	5	3

資料：教育委員会事務局

(4) 通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒数

特別な支援を必要とする児童生徒数は、令和5(2023)年3月31日現在、小学校81人、中学校24人で、平成30(2018)年以降、小学校は増加、中学校は減少しています。

各年3月31日現在

		平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学校	児童数	46	63	55	57	70	81
	全児童に占める割合	7.4%	9.9%	8.9%	9.0%	11.0%	12.2%
中学校	生徒数	33	30	38	34	37	24
	全生徒に占める割合	11.7%	10.9%	13.2%	11.9%	12.1%	8.0%

資料：教育委員会事務局

（５）特別支援学校の状況

特別支援学校（岡山県立西備支援学校）の在籍状況は、令和５（2023）年４月１日現在、知的障がい部門が合計１１人、肢体不自由部門が合計１人となっています。

			各年４月１日現在		
			令和３年	令和４年	令和５年
岡山県立 西備支援学校	知的障がい	小学部 児童数	３	４	３
		中学部 生徒数	３	３	３
		高等部 生徒数	４	４	５
	肢体不自由	小学部 児童数	０	０	０
		中学部 生徒数	０	０	０
		高等部 生徒数	１	１	１

資料：教育委員会事務局、岡山県立西備支援学校

4 雇用・就労の状況

(1) 民間企業における雇用状況

民間企業における障がい者の雇用状況をみると、法定雇用率 2.0%に対して、町内の企業では、令和5(2023)年6月1日現在で実雇用率 1.85%となっています。

岡山県内では、2.58%であり、雇用率達成企業の割合は、56.0%となっています。

■町内の民間企業における雇用状況

(各年6月1日現在)

	算定基礎 労働者数 (人)	障がい者数 (人)	実雇用率 (%)
令和元年	2,230.0	43.5	1.95
令和2年	2,222.5	42.5	1.91
令和3年	1,980.0	35.5	1.79
令和4年	1,950.0	35.5	1.82
令和5年	1,942.5	36.0	1.85

資料：岡山労働局

■岡山県内の民間企業における雇用状況

(各年6月1日現在)

	企業数 (企業)	雇用状況			雇用率達成 企業の割合 (%)
		算定基礎労働者数 (人)	障がい者数 (人)	実雇用率 (%)	
令和元年	1,484	292,770.5	7,172.0	2.45	52.8
令和2年	1,471	295,770.0	7,212.0	2.44	53.6
令和3年	1,563	293,246.5	7,439.0	2.54	51.1
令和4年	1,531	292,003.0	7,404.5	2.54	54.3
令和5年	1,535	295,545.0	7,629.5	2.58	56.0

資料：岡山労働局

(2) 行政機関における雇用状況

行政機関における障がい者の法定雇用率は、2.6％です。令和5(2023)年6月1日現在、里庄町は未達成、岡山県は達成となっています。

■行政機関における雇用状況

(令和5年6月1日現在)

団体名	算定基礎 労働者数 (人)	障がい者数 (人)	雇用率 (%)
里庄町	141	3	2.13
岡山県	41,041.0	1103.5	2.68

資料：岡山労働局

5 アンケート調査から見た障がい者の状況

(1) 調査概要

本調査は、障がい者（児）の生活の現状やニーズを把握し、計画策定の基礎資料とするために実施しました。

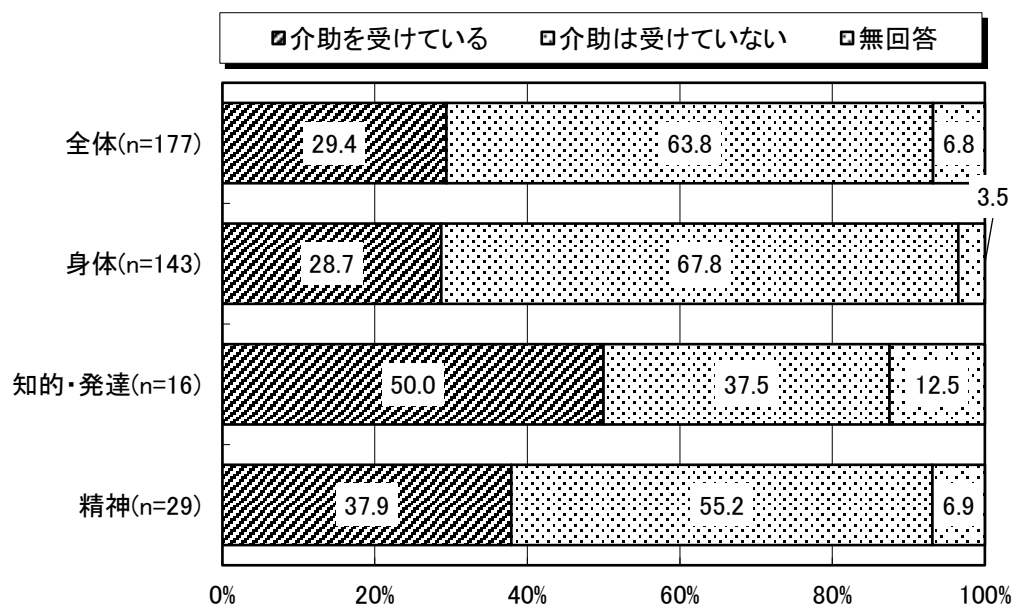
対 象 者	障がい者手帳をお持ちの方や福祉サービスを利用されている方
実施期間	令和5年11月24日（金）～12月8日（金）
実施方法	郵送による配布・回収
回収状況	18歳未満： 43件／112件（回収率_38.4%）
	18歳以上： 177件／342件（回収率_51.8%）
	合 計： 220件／454件（回収率_48.5%）

(2) 調査結果（抜粋）

①障がい者（18歳以上）

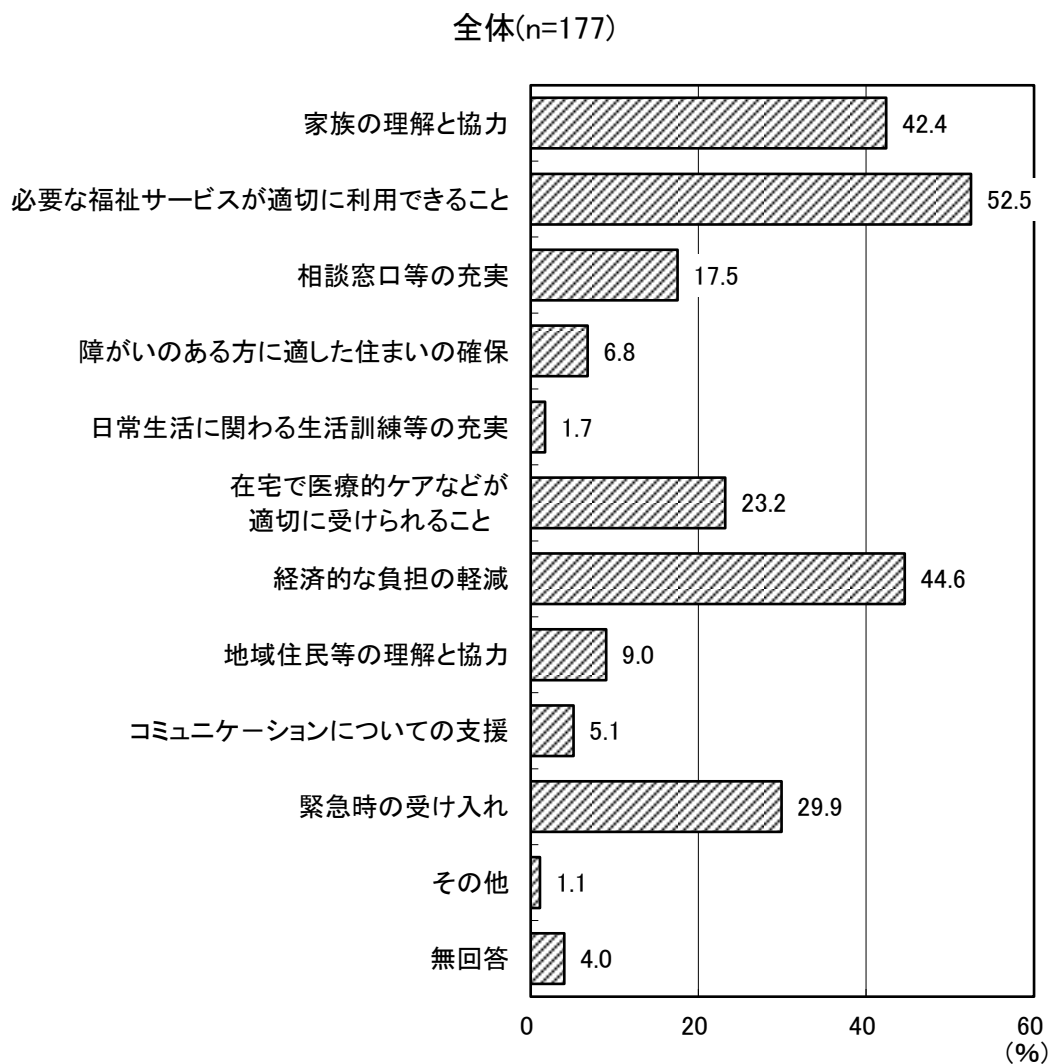
ア 介助の状況

日頃の生活の中で、何らかの「介助を受けている」人は、全体では約3割となっており、障がい別にみると、知的・発達性は「介助を受けている」と答えた方の割合が多くなっています。



イ 地域で生活するための支援について

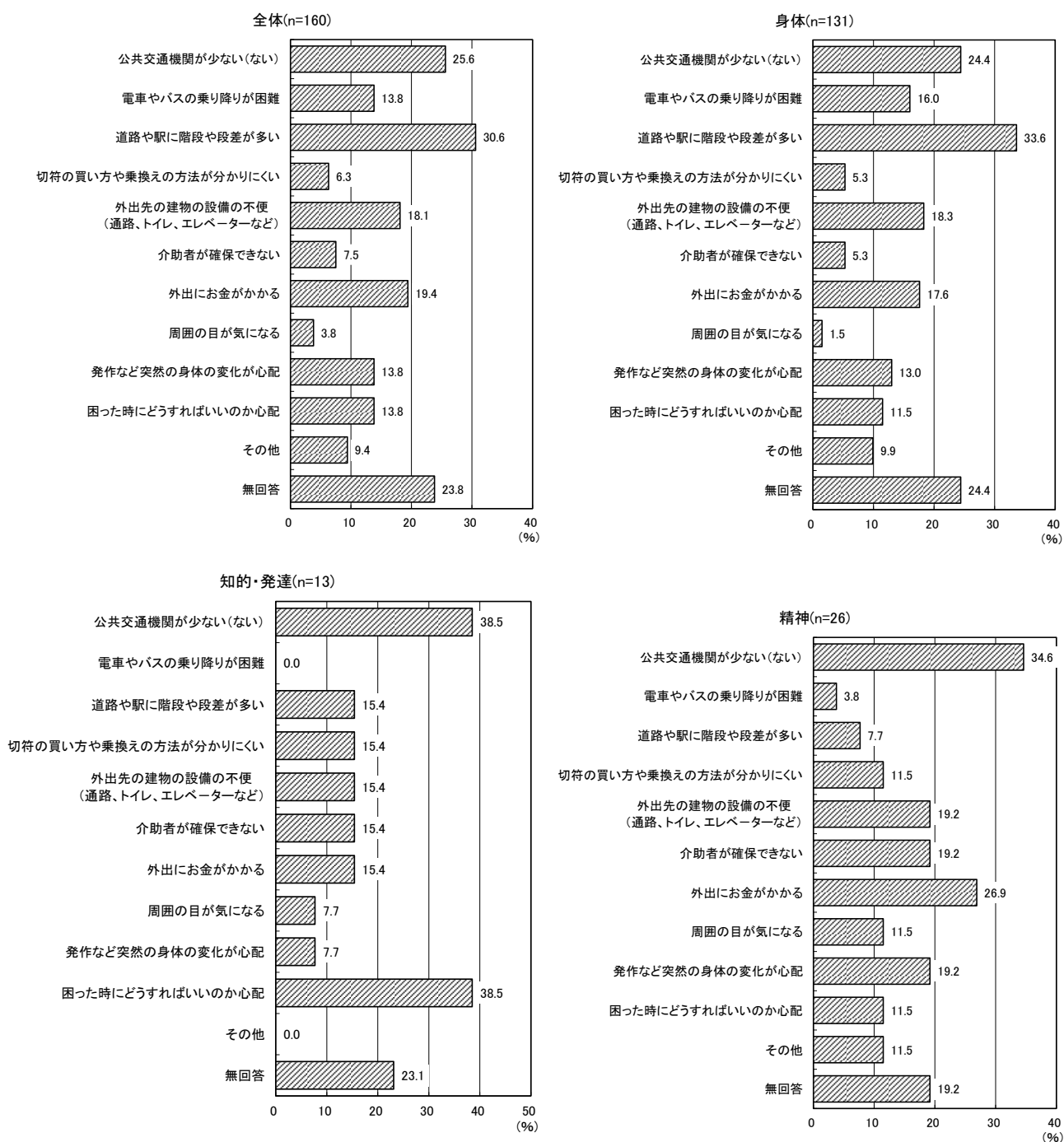
地域で生活するために必要な支援として、全体では「必要な福祉サービスが適切に利用できること」が半数以上で最も多く、次いで「経済的な負担の軽減」、「家族の理解と協力」などと続いています。



ウ 外出時に困ること

外出する時に困ることとして、全体では「道路や駅に階段や段差が多い」が最も多く、次いで「公共交通機関が少ない（ない）」と続いています。

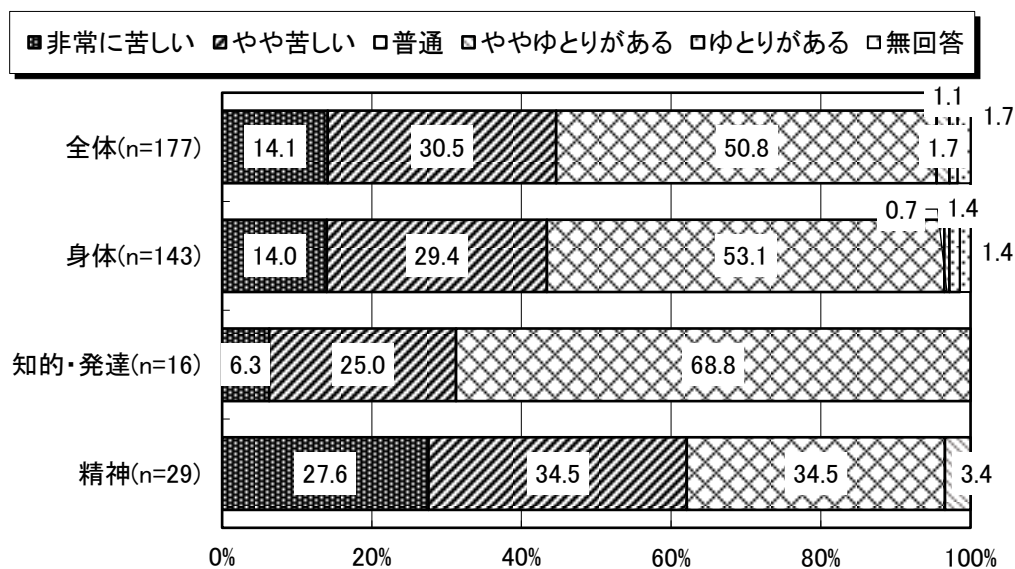
障がい種別にみると、身体では「道路や駅に階段や段差が多い」が最も多く、次いで「公共交通機関が少ない（ない）」と続いているのに比べ、知的・発達では「公共交通機関が少ない（ない）」が最も多く、精神では「公共交通機関が少ない（ない）」が最も多く、次いで「外出にお金がかかる」の順となっています。



エ 経済的な生活状況

経済的な生活状況について、全体では「普通」が最も多くなっています。また、「非常に苦しい」と「やや苦しい」を合わせると半数近くにのびります。

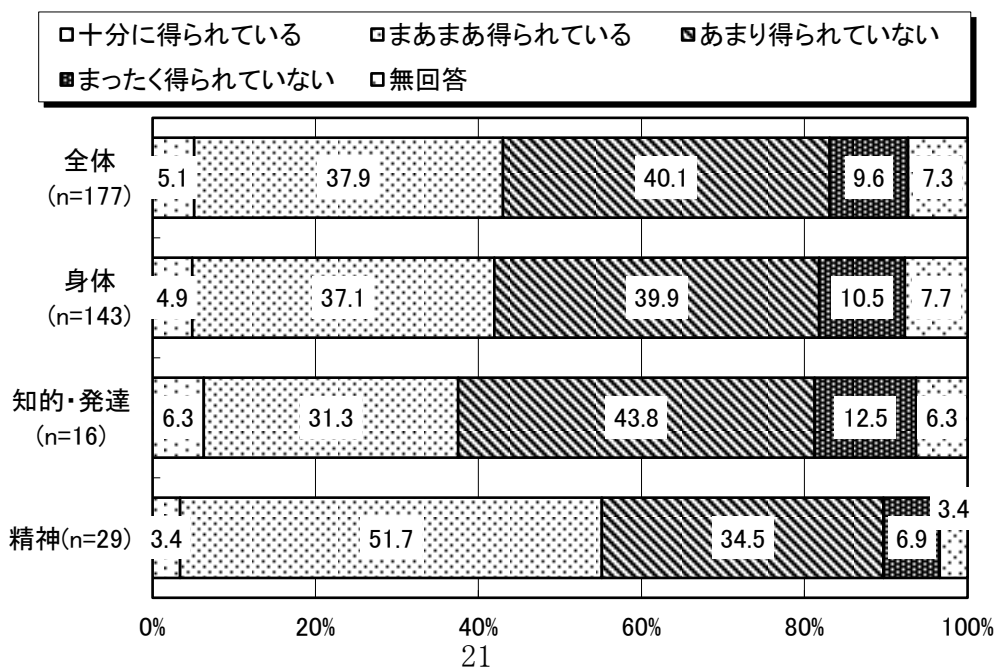
「非常に苦しい」と「やや苦しい」を合わせたものを障がい別に比較すると、身体では4割、知的・発達では3割、精神では6割以上を占めています。



オ 福祉に関する情報

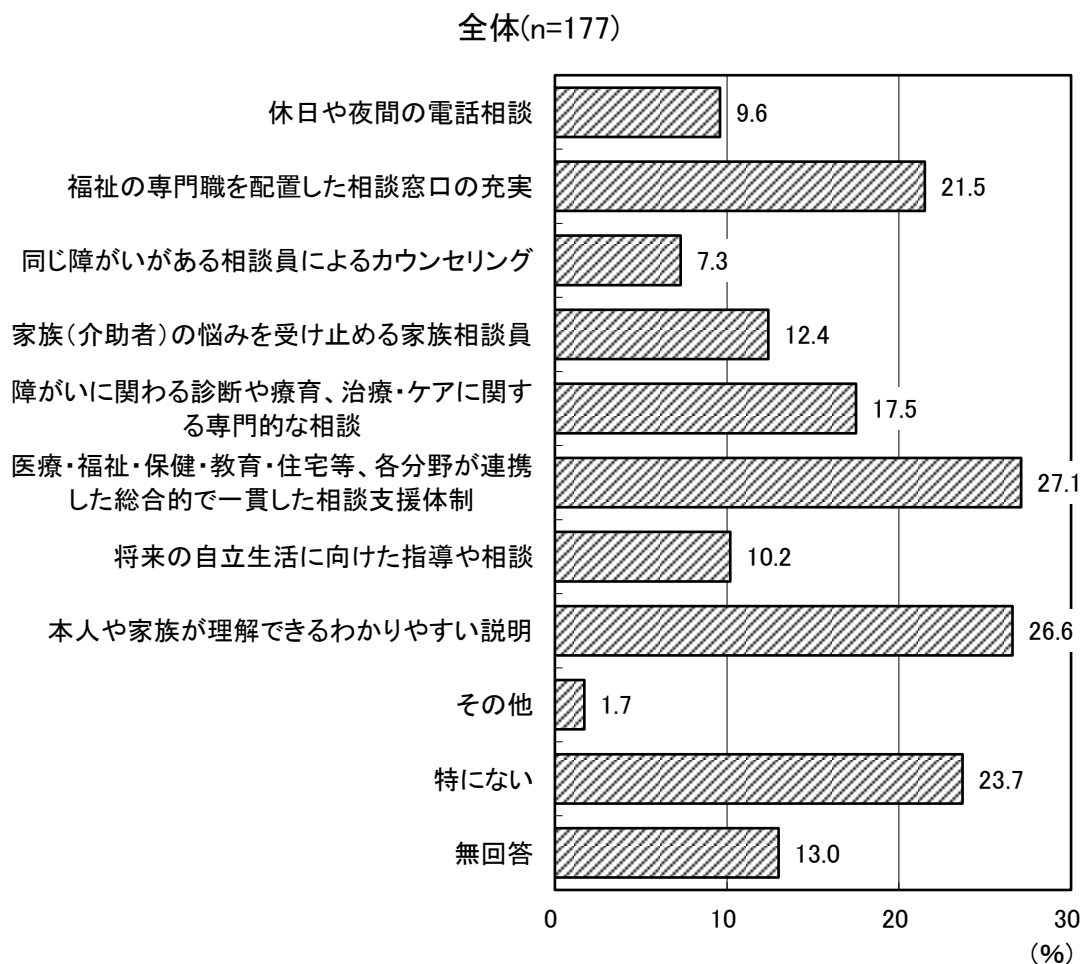
福祉に関する情報について、全体では「十分に得られている」と「まあまあ得られている」を合わせたものが約4割にとどまっています。

「十分に得られている」と「まあまあ得られている」を合わせたものを障がい別にみると、身体と知的・発達では4割程度にとどまりますが、精神では半数以上を占めています。



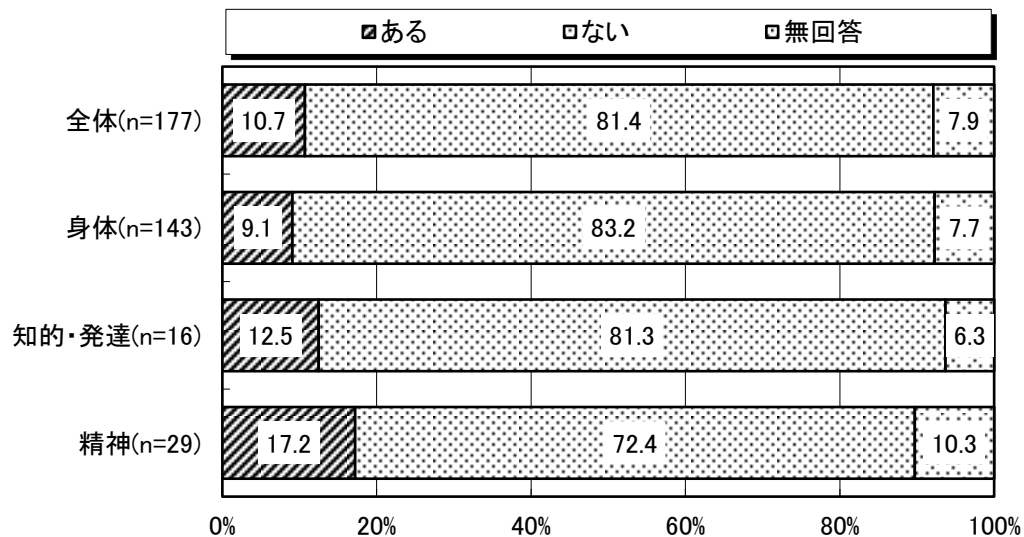
カ 町内の相談支援体制に今後望むこと

相談支援体制に対して望むこととして、全体では「医療・福祉・保健・教育・住宅等、各分野が連携した総合的で一貫した相談支援体制」が最も多く、次いで「本人や家族が理解できるわかりやすい説明」となっています。



キ 差別や偏見を受けた経験について

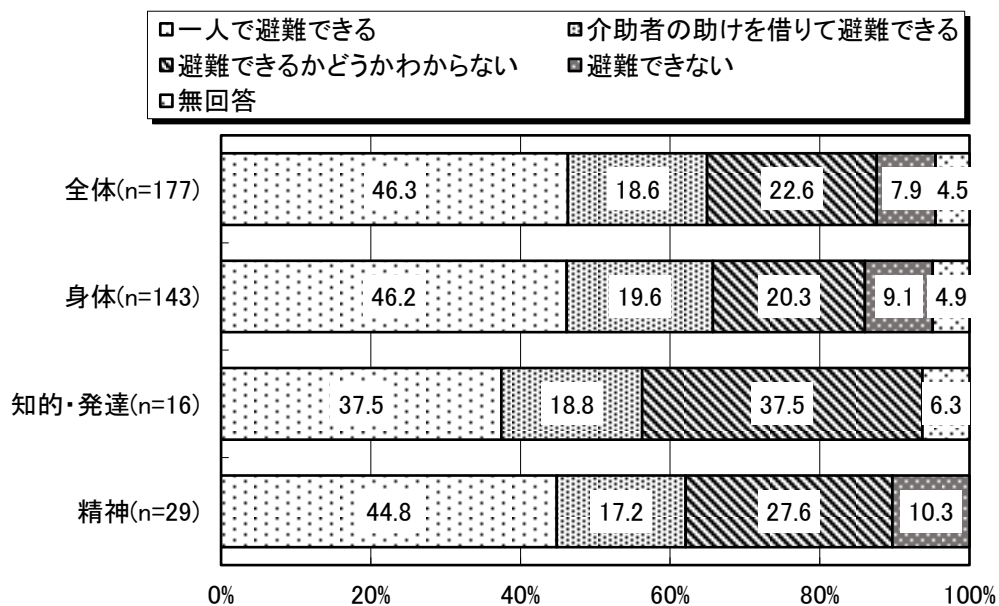
差別や偏見を受けた経験が「ある」と回答した人の割合は、全体の約1割にのぼります。障がい別にみると、「ある」と回答した人の割合は、知的・発達及び精神でやや多くなっています。



ク 災害時の避難

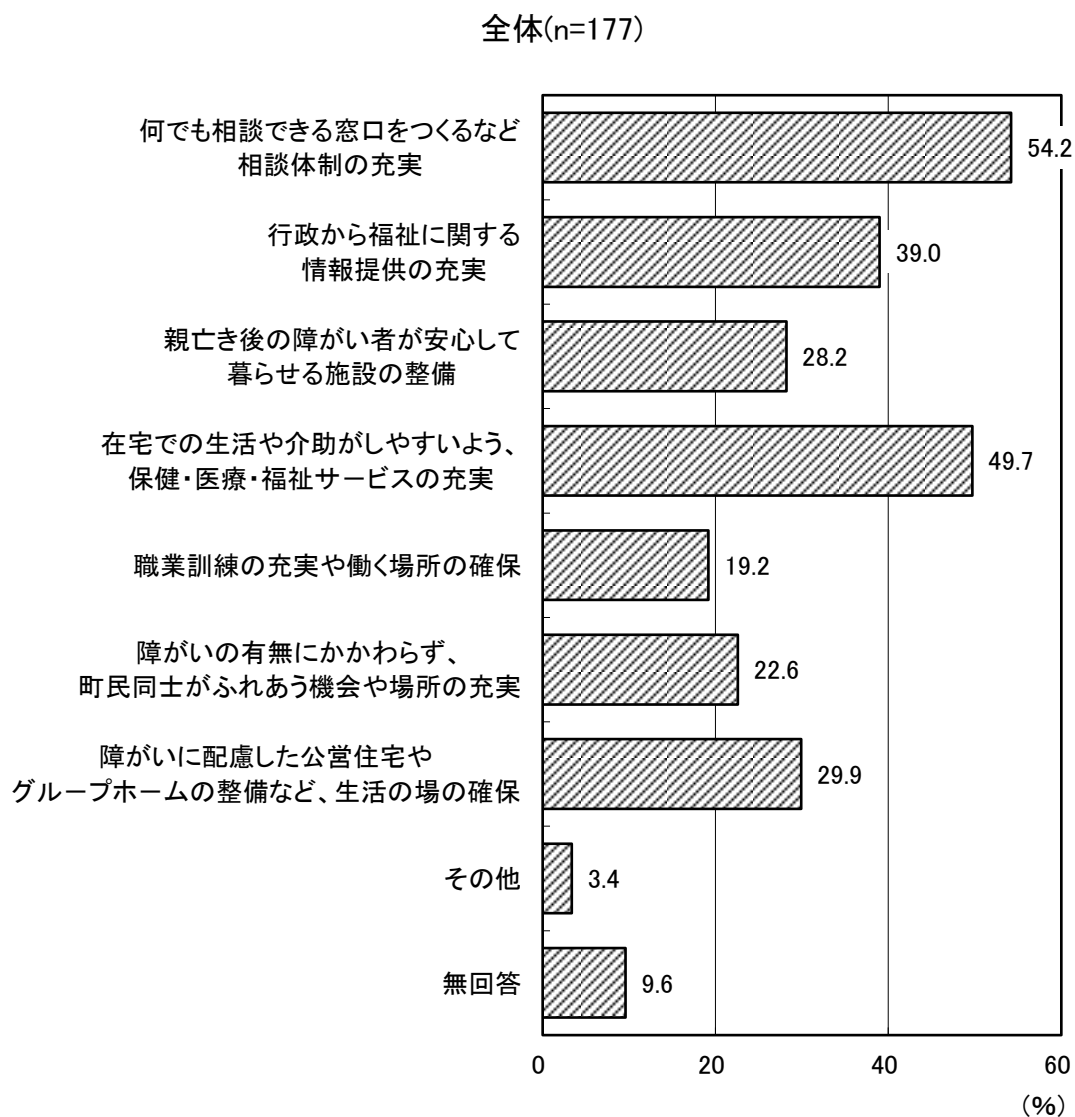
災害時の避難について、全体では「一人で避難できる」が最も多くなっていますが、「避難できるかどうかわからない」と回答する人が約2割、「避難できない」と回答する人も約1割にのぼり、合わせて約3割の人が避難に課題を抱えています。

障がい別にみると、知的・発達では「避難できるかどうかわからない」との回答が約4割と他の障がいよりも多くなっています。



ケ 住みよいまちをつくるために

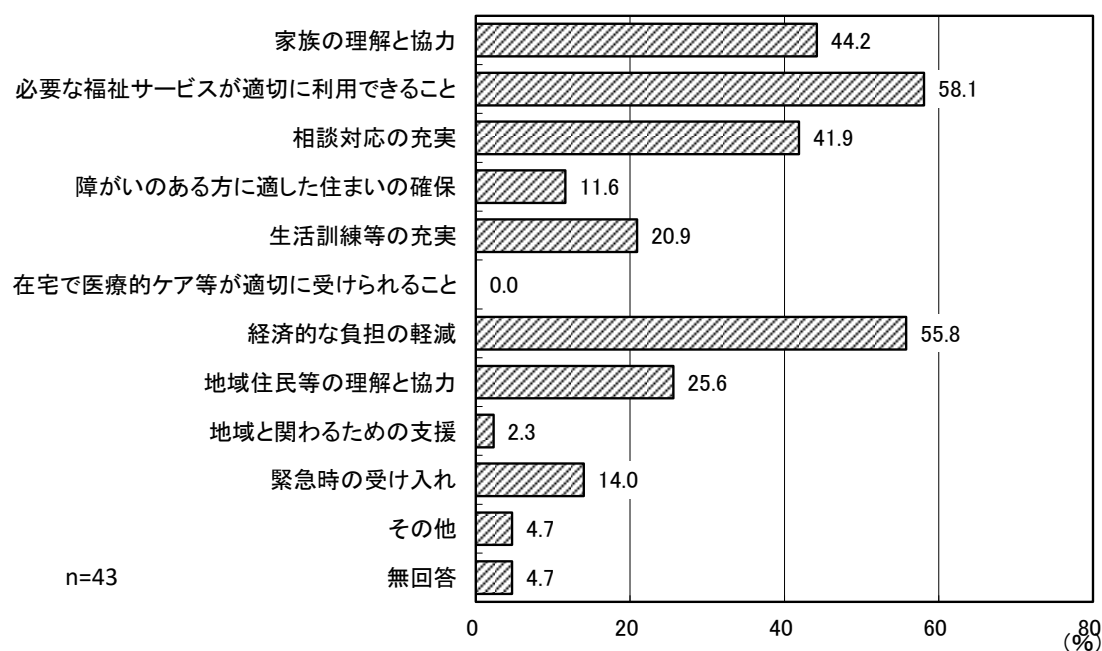
障がいがある人にとって住みよいまちをつくるために必要なこととして、全体では、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が最も多く、次いで「在宅での生活や介助がしやすいよう、保健・医療・福祉サービスの充実」、「行政から福祉に関する情報提供の充実」などの順となっています。



②障がい児（18 歳未満）

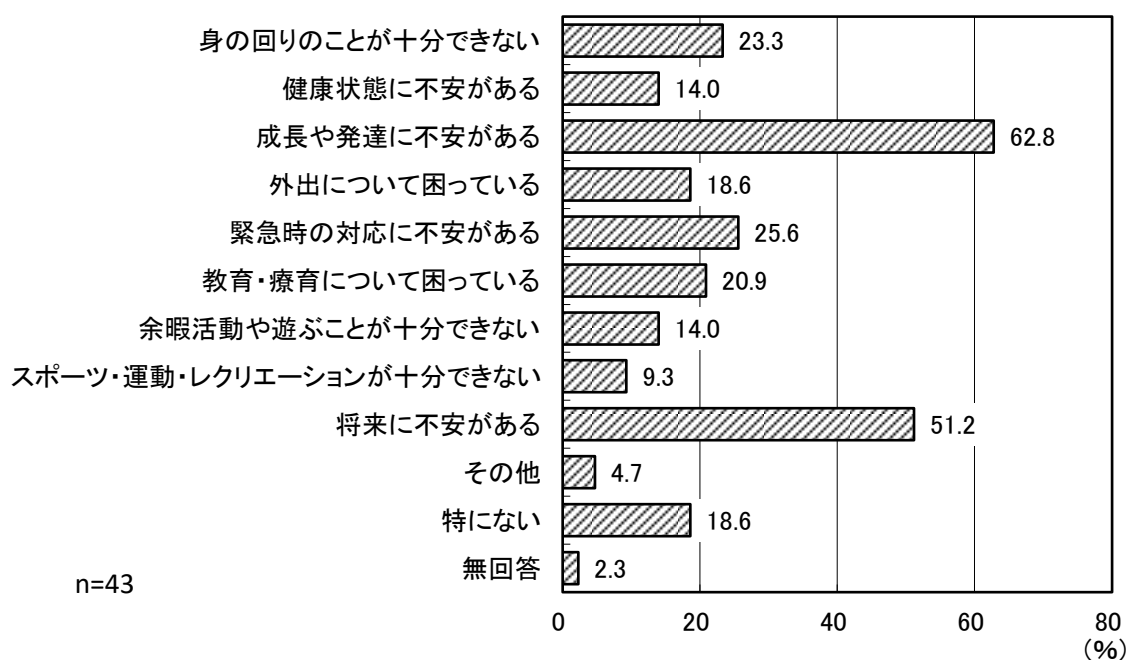
ア 地域で生活をするために必要な支援

地域で生活をするために必要な支援としては、「必要な福祉サービスが適切に利用できること」が最も多く、次いで「経済的な負担の軽減」、「家族の理解と協力」などとなっています。



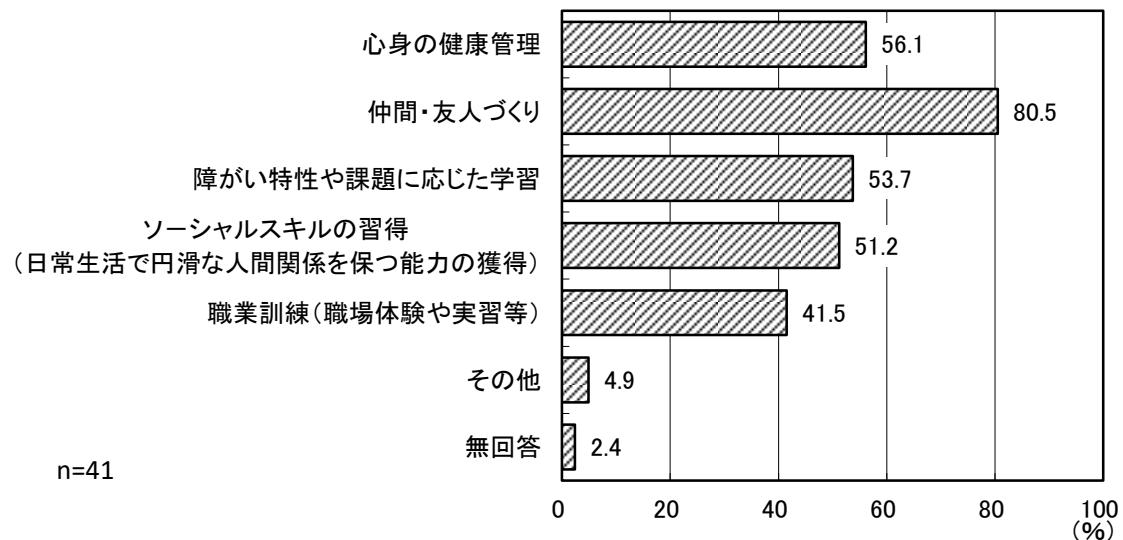
イ 日常生活で困っていること

日常生活で困っていることとしては、「成長や発達に不安がある」が最も多く、次いで「将来に不安がある」となっています。



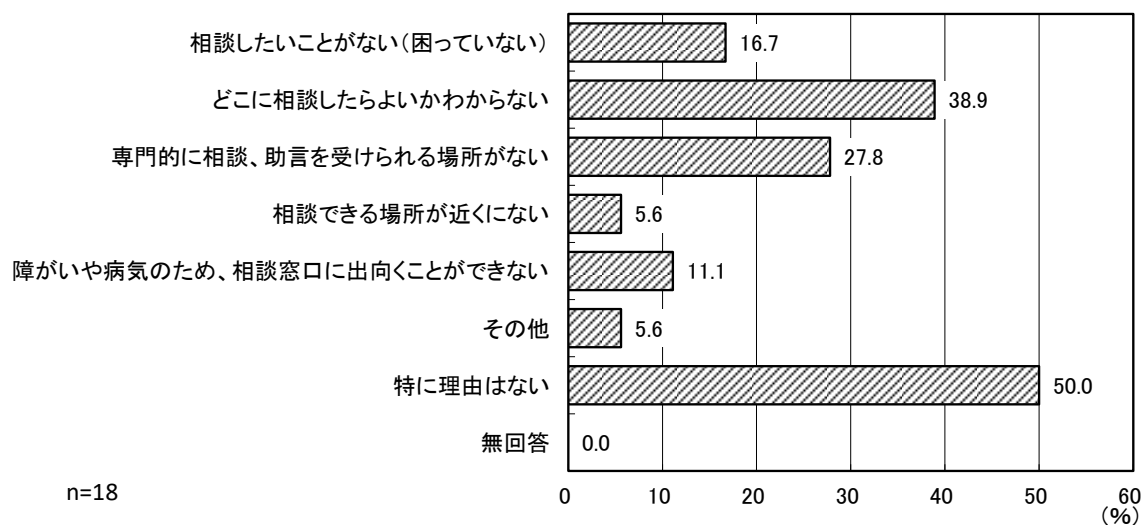
ウ 学校を卒業した後、円滑な日常生活や社会生活を送るために必要と思う支援

学校を卒業した後、円滑な日常生活や社会生活を送るために必要な支援としては、「仲間・友人づくり」が約8割で最も多く、次いで「心身の健康管理」、「障がい特性や課題に応じた学習」などとなっています。



エ 家族や親せき以外に相談したことがない理由

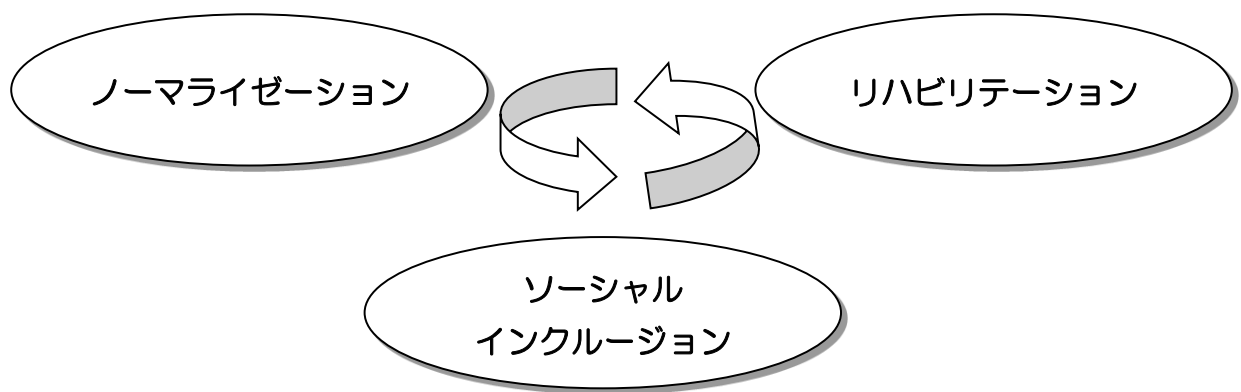
家族や親せき、日頃通う場所以外の人へ困ったことや心配に思っていることを相談した経験がない人の相談したことがない理由としては、「特に理由はない」を除くと「どこに相談したらよいかわからない」が最も多く、次いで「専門的に相談、助言を受けられる場所がない」となっています。



第 3 章 計画の基本理念・目標

1 基本理念

本計画は、基本理念として「ノーマライゼーション」、「リハビリテーション」及び「ソーシャルインクルージョン」の考え方に基づき、障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で生活を続け、就労や社会参加をすることで、社会の発展を担う一員となり、すべての住民が相互に人格と個性を尊重し支え合う社会を目指します。



■ ノーマライゼーション

障がい者の存在を特別のものと考えるのではなく、障がいのある人もない人も地域でともに生活している状態こそが自然という考え方。

■ リハビリテーション

人権の視点に立って障がい者の可能な限りの自立と社会参加を促進するための方法。

■ ソーシャルインクルージョン

全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという考え方。

2 基本目標及び重点施策

【基本目標1】健康づくりと障がいの発生予防

健康の保持・増進のため、各ライフステージに応じた保健サービスによる心と身体
の健康づくりを促進するとともに、障がい者が必要な医療が受けられるよう医療費を
助成し、経済的な負担の軽減を図ります。こうした制度については必要な方が利用で
きるよう、周知・啓発に努めます。

また、保健サービスを行う中で、対応が必要だと思われる乳幼児への早期支援体制
を整備することや、地域リハビリテーションを充実させることによって、障がいの発
生予防、状態改善に努めます。

重点施策	■保健サービスの充実	■地域リハビリテーションの充実
	■医療サービスの充実	■精神保健福祉の充実

【基本目標2】障がい者の自立と社会参加の実現

障がい者が地域の中で自立して生活できるよう、関係機関との連携による教育、就
労支援、スポーツや文化活動等を推進することにより、社会参加の中での生きがいづ
くりを図ります。

特に、障がい者一人ひとりの意思や能力に応じた就労の場の確保に加え、障がい者
就労施設等での福祉的就労から一般就労への移行を推進します。

重点施策	■障がい福祉サービスと基盤整備 (障がい福祉計画)	■雇用・就労支援の促進
	■教育・育成の充実	■スポーツ・文化活動等の推進

【基本目標3】暮らしやすいまちづくり

広く町民に障がいの特性や障がい者への理解を促します。あわせて、障がい者一人
ひとりの尊厳が尊重されるよう虐待防止等に努めます。また、住環境の整備などに
より、障がい者も含めてだれもが暮らしやすいまちづくりを進めます。そのためのバ
リアフリー化とユニバーサルデザインの推進にも努めます。

さらに、地域の相談支援体制については、日常生活に関することなどを気兼ねなく
相談できるような体制の充実を目指します。

重点施策	■住環境の整備	■相談支援の充実
	■啓発活動の推進	■障がい者への虐待防止

【基本目標4】地域支援体制の整備

地域での助け合いや、ボランティア、障がい者団体、社会福祉協議会など福祉を担
う様々な団体・組織の連携や活動推進により、また手話奉仕員の養成にも努め、障
がい者の生活を支え、安心して、地域の中で生活できる「地域共生社会」の実現を目指
します。

特に、災害時等危機管理に対して、行政と地域の連携を深め、協力体制の強化に努
めます。

重点施策	■地域福祉体制の整備	■防災体制の整備
------	------------	----------

第 4 章 重点施策

1 健康づくりと障がいの発生予防

疾病によって障がいが発生するケースも非常に多く、未然に防ぐための健康づくりの推進や健康診査等により早期発見・早期対応の体制を充実することが重要です。

本町では、日頃の健康管理や生活習慣病の発症、重症化を予防するため、健康診査の実施や保健師・管理栄養士による保健指導の実施、各種がん検診を実施しています。

また、乳幼児健診、妊婦・乳児一般健康診査を実施し、障がいのある乳幼児に早期段階で状態に応じた療育指導を行えるよう、関係機関との連携に努めています。健診未受診者については、保健師が家庭訪問を行い、現状把握に努めています。

各種健（検）診受診後の対応だけでなく、障がいのある人が安心して生活を送るためには、適切な保健・医療サービスが提供されるとともに、関係機関の連携による継続的なケア体制を整備していくことが必要となることから、地域の医療機関や福祉施設が連携を図りながら、リハビリテーション医療を推進していく必要があります。

（１）保健サービスの充実

①「乳幼児健診」「妊婦・乳児一般健康診査」事業による早期発見・早期対応

母子手帳交付時の面談機会や家庭訪問、乳幼児健診及び妊婦・乳児一般健康診査時に状況を把握し、疾病や発達の気になる児などの早期発見・早期対応を行っています。

1歳6か月、3歳児健診時には「子育て悩み事相談」を実施し、臨床発達心理士による発達相談や対応の工夫、療育に向けてのアドバイス等を行っています。

また、臨床発達心理士等が町内の保育所（2か所）、幼稚園（2か所）において、発達に遅れのある子どもの対応についてアドバイスを行い、保育所支援に取り組んでいます。

今後も、乳幼児健診及び妊婦・乳児一般健康診査の受診率100%を目指すとともに、近年、増加傾向にある発達障がいなどの経過観察を要する乳幼児の早期発見・早期対応に引き続き努めます。

また、「子育て悩み事相談」や保育所支援を継続実施し、地域での支援や早期療育につなげます。

②生活習慣病予防の推進

「健康里庄 21 計画（第2次中間評価）」や「第9期里庄町高齢者保健福祉計画」に基づく、特定健康診査や各種がん検診、健康教育、機能訓練、介護予防事業等のサービスを実施するとともに、特定保健指導や健康体操教室、個別健康教育等の健康教育を実施し、生活習慣病予防に努めています。

今後も、引き続き町民全体の健康づくり運動をさらに充実させ、生活習慣病及びそれに起因する障がいの予防に努めます。

③医療機関、笠岡市・里庄町相談支援センター、児童相談所との連携

各種健（検）診や健康教育時に発達の違いや異常があった場合、適切かつスムーズな対応がとれるよう、関係機関と連携を図り、精密検査や早期療育を進めています。

医師の判断により精密検査が必要となった方に対しては、精密検査の未受診がないよう、医療機関の予約を取るまでのフォローを行います。

また、虐待と疑われる情報提供があった場合は、児童相談所と連携し、早期対応・早期解決を図ります。

さらには、精密検査等が必要になった方を医療機関や療育につなげた後についても経過観察を続けながら、教育委員会と連携を図り、就学に向けた準備を行います。

（２）医療サービスの充実

①医療費の助成

安心して医療サービスが受けられるよう、重度の障がい者に対して医療費の助成を行います。

また、町独自の個人負担限度額の引き下げについても引き続き実施していきます。

②自立支援医療の実施

障がい者（児）の心身の障がい状態の軽減と、自立した日常生活・社会生活のために必要な医療を提供します。

また、医療機関と連携を図りながら対応していきます。

③難病者支援

岡山県備中保健所と情報交換を行い、一人ひとりに応じた支援を行います。

支援を行うにあたっては、専門的知識等を必要とするため、医療機関との協力体制を整えるとともに、長期支援が必要な場合の家族に対する支援についても検討し、負担軽減に努めます。

（３）地域リハビリテーションの充実

①機能訓練の利用促進及び交流の充実

障がいを軽減し、身体機能を維持するのみでなく、閉じこもりがちな障がい者が外出するきっかけとなる「場」の提供のためにも、福祉サービスと医療機関の連携による一貫したリハビリテーション体制の整備に努めます。

(4) 精神保健福祉の充実

①相談・支援体制の整備

不登校や引きこもり、自殺などの予防のため、社会的なストレスなどにより引き起こされる「こころの病気」に対する知識を広め、不調に気づいたら早期に相談することの重要性を周知します。

また、相談に対しては関係機関と連携した支援に取り組むよう努めます。

②精神障がいにも対応した地域包括ケアの仕組みづくりの推進

精神障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障がいに対応した地域包括ケアの仕組みづくりのために、関係機関と連携しながら、地域の精神障がいへの理解を進めるよう努めます。

あわせて、精神障がいのある人の地域移行、自立のための支援、社会経済活動の促進を図ります。

2 障がい者の自立と社会参加の実現

障がい者の自立と社会参加を促進するためにも、障がい児に対する早期からの教育・療育は、障がい児の持っている可能性を引き出し、成長発達を促すうえで大変重要です。

今後、障がいのある幼児、児童、生徒の教育をさらに充実させるために、教育機関と医療・福祉関係機関等が十分に連携し、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した計画的な教育・療育が行われる体制を整備することが必要です。

また、障がいのある幼児、児童、生徒一人ひとりに応じた教育支援計画に基づく「特別支援教育」を行うとともに、近年、課題となっている発達障がい（自閉症スペクトラム障がい、学習障がい、注意欠如・多動性障がいなど）への支援に関するノウハウの蓄積、支援体制の強化についても取り組んでいく必要があります。

そして、卒業する児童も含め、障がい者が地域で自立した生活を続けていくためには、就労をして生計を維持する経済的な側面、社会の一員として自覚を持つ社会的な側面、生きがい等の精神的な側面が満たされることが重要です。

アンケート結果によると、「障がいや病気のため、働くことができない」という方が多い傾向にあることから、今後は一人ひとりの意思や能力に応じた仕事を選択できるよう、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等と連携しながら、職業相談や指導体制の充実を図るとともに、障がい福祉サービス事業所での福祉的就労から一般就労への移行を進めていくため、民間企業への声かけなど雇用・作業機会の拡大に努め、支援体制を整備する必要があります。

また、日中は「自宅で過ごしている」という方が過半数を占めていることから、就労以外での日中活動として、スポーツ、文化活動等を充実させることは、障がい者の社会参加を促進するだけでなく、心身共に健康を維持し、また増進することに役立ち、自主性の向上、自己実現の機会の確保という点からも重要です。

（１）障がい福祉サービスと基盤整備（障がい福祉計画）

①サービス提供体制の整備

障がい者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を行うことを基本として、医療、福祉、保健、教育、住宅等各分野が連携し、身体・知的・精神障がいや重度障がい者への対応など、障がい福祉サービスの提供基盤の整備及び拡充を目指します。

また、相談支援事業所等と連携しながら、障がいの特性に応じたサービスを提供することで、日常生活の安定と向上に努めます。

②訪問系サービスの充実

利用者自身が障がいや生活環境に適した事業所を選べるよう、事業所情報の提供を

行います。

また、精神障がい者向けサービス実施事業所が身体障がい者や知的障がい者向けの事業所と比較して数が少ないため、3障がいの障がい特性を理解したヘルパーの確保・養成に努め、サービスの充実を図るとともに、サービス提供事業所の理解促進に努めます。

③日中活動系サービスの充実

サービス利用希望者を把握し、必要とする方に必要なサービスが提供されるよう事業所情報を提供していきます。

一般就労や福祉的就労についてそれぞれの就労意欲に応じた対応ができるよう、ハローワーク、サービス提供事業所、特別支援学校などの関係機関と連携を図り、職場の開拓、一人ひとりの障がいに応じた支援を検討するなど就労とその後の職場定着に向けた支援体制の充実に努めます。

④居住系サービスの充実

共同生活援助（グループホーム）については、地域移行支援事業による地域生活の場でもあるため、地域で独立した生活を営む訓練の場として期待されており、事業所と連携し地域の理解を深めながら、今後も整備の促進に努めます。また、入所・入院から地域生活移行後も引き続き一貫した支援が提供できるよう相談支援事業所による地域移行・地域定着支援を充実させるとともに、自立生活援助による支援の充実に努めます。

⑤相談支援の充実

ケアマネジメントにより対象者をきめ細かく支援するとともに、一人ひとりの実情に応じたモニタリングの実施に努めます。

施設や病院からの地域移行に向けた訪問相談、利用者や家族等への情報提供等に努めるとともに、相談支援事業・医療機関・行政機関等との連携及び調整を密に行います。

サービス提供事業所の確保については、提供体制の整備に努めます。

⑥地域生活支援事業の充実

サービス内容が低下しないようサービス提供事業者等と連携し、人材の育成と確保を図り、サービスの質の向上と必要量の確保に努めます。

また、新規サービスについては、サービス内容とサービス提供事業者に関する情報提供を進め、サービスを必要とする方が適切に利用できるよう、周知と利用促進を図ります。

⑦障害者差別解消法に関する取組

平成25（2013）年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定され、平成28（2016）年4月からの施行により、障がい者に対する差別的な取扱い及び合理的配慮の不提供が禁止されています。

本町では、平成28（2016）年4月に障がい者差別解消法対応要領を策定しました。

⑧成年後見制度の利用

平成28（2016）年4月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」が成立し、平成28（2016）年5月からの施行により、成年後見制度の利用の促進及び利用に関する体制の整備への取組が一層求められることになりました。

本町では、令和4（2022）年3月に中核機関として「笠岡市・里庄町成年後見センター」を設置しました。成年後見制度を適時・適切に利用していただけるよう、制度の広報や相談支援、地域の仕組みづくりを中心に行っています。また、成年後見制度を利用するにあたり、資力がないと判断された者に対して申立に要する費用や後見人等への報酬を助成する、成年後見制度利用支援事業を実施しています。

引き続き、地域包括支援センター等と連携し、成年後見制度の利用促進を図っていきます。

（２）教育・育成の充実

①療育体制の整備

一人ひとりに合わせた療育指導を充実させるため、関係機関との連携体制を強化するとともに家族が孤立しないよう、保護者の精神的な不安を緩和するための支援をさらに充実させるよう努めます。

②相談体制の充実

障がい児の適切な就学、教育体制について、保護者及び学校の相談できる体制を強化するとともに特別支援教育支援員及び生活支援員を配置することや関係機関・専門機関と連携することにより、相談内容に応じたきめ細やかな支援に努めます。

③特別支援教育体制の充実

学習指導要領に基づき、障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育課程を編成し、自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する体制づくりを進めます。

また、交流及び共同学習を教育活動全体に位置づけ、計画的・継続的に推進するとともに、特別支援教育について保護者や地域社会の理解と認識を深めるための啓発に努めます。

本人や保護者のニーズに応じるためには就学相談支援体制の充実が必要であり、各

学校や関係諸機関と連携した相談、進路指導の充実に努めます。

④保育士・教員の専門知識・資質向上の推進

保育士に対しては、専門知識の習得や資質の向上のため、自主的な研修会への参加を促進します。

教員に対しては、特別支援教育や障がい児に対する理解を深めるため研修会への参加を促進するとともに専門知識の習得と資質向上に努めます。

⑤連携体制の構築による支援の円滑化

障がい児の健全な育成のため、保健師や児童相談所、子育て支援センターなどの関係者・機関との連携体制をより密にし、子育て支援に努めます。

また、小学校就学前には各園・小学校が連携し、特別支援教育支援委員会を開き、一人ひとりにあった教育環境の整備に努めます。

⑥障がい児保育等の充実

障がい児を地域の保育所などで安心して保育が受けられるよう、受け入れ体制づくりを推進し、様々な障がいの特性を理解し、子どもの特性に応じた保育ができるよう努めます。

(3) 雇用・就労支援の促進

①障がい者雇用の促進

障がい者雇用枠をより一層拡大するために関係各課と検討するとともに、笠岡市・里庄町自立支援協議会等と連携し、井笠圏域の企業に対して、障がい者雇用を促進する取組を充実します。あわせて、民間企業に対しての法定雇用率の周知と障がい者の雇用に関する制度の周知に努めます。

また、ハローワーク等の関係機関と情報交換をしながら、就業相談や就労支援、職場への定着支援などの総合支援を推進します。

②福祉的就労対策の充実

福祉的就労の場や障がい者の雇用機会の拡大が図れるよう、就労継続支援B型事業所での作業内容の充実を図り、働くことの喜びや生きがいを持てるよう支援します。

また、工賃向上に向けて障がい者就労支援施設等への優先的かつ積極的な物品や業務の発注をより一層進めるため、企業等への啓発を行い、障がい者の経済面の自立を進めます。

③就労環境の改善と定着支援

■職業相談の充実

笠岡市・里庄町相談支援センター、県内の障害者就業・生活支援センター、ハローワークや職業相談員等による相談支援事業を活用し、障がい者が働く上で困ったこと、悩み事などの相談を受け付けられる体制を充実させるとともに、適切に対応できる体制づくりを進めます。

■職場での障がい者に対する理解の啓発

障がい者が就労先で偏見や差別的対応を受けることなく安心して働くことができるよう、企業・雇用主への理解を求め、就労環境の整備等の啓発に努めます。

■職場定着支援の推進

ハローワークによる職場適応訓練、トライアル雇用等の積極的な活用により、障がい者が長く働き続けられるように支援を行います。また、ジョブコーチ制度の普及・啓発を行い、障がい者の職場での支援を推進します。

■多様な働き方ができる就労環境の整備促進

短時間勤務や在宅勤務など、障がい者が自らの障がいの程度や状況に応じた多様な形態での勤務ができるよう、企業・雇用主への理解を求め、就労環境の整備などの啓発に努めます。

④職業能力の開発・育成

■職場体験の実施による職域の拡大

障がい者の職域の拡大を図るため、「笠岡市・里庄町自立支援協議会」等において、井笠圏内の企業等における職場体験等の実施について検討し、関係機関と連携を図りながら様々な現場や職場を体験する機会の提供に努めます。

■職業訓練に関する情報提供

公共的な職業訓練施設等における、障がい者のための職業訓練に関する情報収集及び提供に積極的に努めます。

(4) スポーツ・文化活動等の充実

①障がい者スポーツの振興

「岡山県障がい者スポーツ大会」等において積極的な参加募集を行うことで、スポーツに参加する機会を提供し、楽しみや仲間づくりなど生きがいづくりを推進します。

②障がい者スポーツ指導員等の養成・確保

多様なスポーツを楽しむことができるよう、専門的な指導員等の養成・確保に努めます。

③文化・レクリエーション活動の推進

町主催の各種イベントや地域活動、ボランティア活動などに障がい者が参加できる機会を提供し、その活動を推進します。また、参加しやすいイベントとなるように環境整備に努めます。

3 暮らしやすいまちづくり

障がい者の「完全参加と平等」を実現するためには、障がいの有無に関わらず共に生活し活動できる社会の構築をめざすノーマライゼーションの考え方に基づき、町民すべてがお互いを尊重し合い、あらゆる差別や偏見のない地域社会を築いていくためには、障がいの有無に関わらず、お互いの人格と個性を尊重し合う共生社会の理念の普及を図るとともに、障がい者に関する理解を促進するため、幅広い啓発活動を推進する必要があります。

これまで、啓発資料の配布やボランティア団体との交流などの推進により相互理解の機会を設けており、今後も継続して新しい情報の配信を行っていくとともに、社会福祉協議会やボランティア団体と連携し、効果的な啓発活動について検討していきます。

全ての障がい者に共通してニーズが高い町全体のバリアフリー、ユニバーサルデザインを進めるとともに、日常生活に関することを気軽に相談できるような地域の相談支援体制の充実を目指します。

また、近年増加傾向にある障がい者への虐待は障がい者の尊厳を害するものです。障がい者の自立及び社会参加にとって虐待の防止は極めて重要であることから、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、一人ひとりの尊厳が尊重されるよう虐待の防止、虐待を受けた障がい者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する支援を行う体制づくりに努めます。

(1) 住環境の整備

①公共施設等のユニバーサルデザインの推進

障がい者が自由に移動でき、施設の利便性や安全性の向上を図るため、公共施設等のバリアフリー化をさらに推進します。

このことにより、誰にとってもわかりやすく、使いやすいユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

②専用駐車スペースの確保・促進

町民の多くが利用する公共施設等に障がい者等用駐車スペースの確保をさらに推進します。

(2) 相談支援の充実

①相談しやすい環境づくり

障がいのある人が相談しやすいよう、様々な媒体を利用して相談窓口の周知を行ない、関係機関と連携を図りながら相談窓口が利用しやすくなるよう努めます。

また、新たに障がい福祉サービスを利用開始する際のサービス利用計画作成時等に

も相談先の窓口について説明を行うことで、より一層の周知を図ります。

②地域生活の意向がある障がい者への支援

施設入所している本人及び家族に聞き取りを行い、在宅生活を希望する障がい者に対しては関係機関と連携し意向促進のため、地域生活に必要な条件・相談支援体制を調えるよう努めます。

また、障害福祉サービスの地域移行支援・地域定着支援を促進していくために、相談支援体制のより一層の充実に努めます。

③相談体制の連携・強化

各機関を通じて寄せられた相談について、専門性や関係機関の連携が必要なケースに対応するため、令和8（2026）年度末の基幹相談支援センターの設置を笠岡市と連携しながら目指します。

（3）啓発活動の推進

①広報活動の充実

広報紙やホームページ、啓発用ポスターやパンフレットによる情報提供を行うとともに、情報発信にあたっては、だれも見やすく、わかりやすくすることに努めます。

国や県、関係機関の作成したパンフレット・リーフレットの有効活用を図り、障がいや障がい者に対する差別の防止や正しい理解の促進に努めます。

また、障がい者週間（毎年12月3日～12月9日）を中心に、障がい福祉施設や笠岡市・里庄町自立支援協議会等と連携し、障がいについて理解し、認め合う地域づくりのための広報・啓発活動を推進します。

②交流の場の充実

民生委員児童委員などの福祉関係者をはじめ、地域の障がい者福祉に関わる様々な団体、障がい者団体と地域住民とが連携を深め、障がいのある人を見守り支える活動を行うことにより、交流の場が拡大できるよう、また地域の中での自立した生活が送れるよう努めます。

町主催の行事については、参加しやすくなるよう工夫するとともに、障がいの有無や種別・程度に関わりなく交流し、理解を深めることができるよう内容の充実に努めます。

③発達障がい等に対する理解促進

自閉症スペクトラム障がい、注意欠如・多動性障がい（ADHD）、学習障がい（LD）など、従来からの「障がい」の概念には含まれず、新たな障がいとして支援の充実が求められている発達障がいに対する知識の普及に努め、各種研修会や講演会

等を通して理解の促進を図ります。

（４）障がい者への虐待防止

①虐待防止に向けた体制整備

障がい者に対する虐待を防止するため、町民や施設職員、企業等に対する啓発に努め、虐待防止に向けた意識の向上に努めます。

また、障がい者虐待を受けたと疑われる情報提供等があった場合は、速やかに関係機関と協議を行い早期対応・早期解決を図ります。

②虐待を受けた障がい者の自立支援

虐待を受けた障がい者への対応については、専門家を含めた関係機関と協議し、自立に向けた支援を推進します。

また、養護者による虐待のケースについては、関係機関との連携により養護者に対する相談支援体制を整備します。

４ 地域支援体制の整備

障がい者は、犯罪や災害に対して弱者になりやすく、未然に防ぐ対策や被害にあった場合の支援対策の整備が重要となっています。近年多発している地震や台風などの自然災害の発生に備えて、障がい者や高齢者などの避難困難者についての対応が急務となっています。

アンケート結果からも、災害時に困ることとして「投薬や治療が受けられない」、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」、「安全なところまで、迅速に避難することができない」という回答が上位を占めています。このため、地域住民をはじめ様々な機関・団体が協働し、障がい者を含めた災害時要援護者に対する情報伝達や災害時の救援・救助体制の整備を図り、防災・防犯ネットワークの確立に努める必要があります。

それらを踏まえ、「要援護者システム」を活用し、「個別避難支援プラン作成」等の要援護者対策を進め、支援体制の整備を図ります。

（１）地域福祉体制の整備

①人材養成の充実

障がい者が地域で生活するための支援として、多様化する障がい者のニーズに対応するため、保健師・看護師等の人材確保・養成、質の向上に努めます。

また、個人のスキルアップに向けて、県の実施する研修会等への参加を促進します。

あわせて、平成31（2019）年4月に制定した里庄町手話言語条例に基づき、手話奉仕員の養成も積極的に推進し、障がい者の生活を支え、自立支援につながるよう取り組みます。

②地域福祉の推進

地域福祉計画、地域福祉活動計画と連携・協働し、住民が集う場所の環境整備、公共施設の活用等を行い、その場を利用した住民同士の思いやりの心や連帯感の育成に努めます。

（２）防災対策の充実

①要援護者への対応

避難行動要援護者名簿（台帳）の情報を年1回更新していくことで要援護者の把握を行います。

また、要援護者に対しては、災害時の支援者等も含め、要援護者への対策について定期的に協議・検討を行います。

②地域における防災対策の活性化

災害時に活動が行えるよう、地区での情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ります。

③緊急通報体制の充実

一人暮らしの障がい者等が緊急時に消防署等関係機関に即時通報できるよう、緊急通報装置の設置を行うとともに、近隣の住民への理解と協力を求めています。

また、連絡網や緊急通報・連絡体制を整備し、障がい者も安心して暮らせる地域を目指します。

④福祉避難所の充実

障がい者やその家族が安心して避難生活を送るため、福祉施設や特別支援学校等と協力し、福祉避難所の設置に努めます。

第 5 章 数値目標・見込量の設定

里庄町障害福祉計画（第 1 期）以降、地域生活や一般就労への移行を進める観点から国の基本指針に基づき数値目標を設置し、3 年を 1 期とした進捗管理を行いながら目標達成に向けてサービスの整備等を行ってきました。

本計画においても現在の進捗状況を把握するとともに、町の実情に沿った目標を達成するために必要なサービス見込量の設定を行います。なお、数値目標の設定はこれまでに引き続き、令和 8（2026）年度を目標年度としています。

1 成果目標

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行

●第 6 期計画における目標と状況

国の基本指針により、令和元（2014）年度末の施設入所者のうち、グループホーム等へ地域移行する者の数を 2 人と目標設定していましたが、実績は施設入所者 4 人がグループホーム等へ移行したため、4 人となっています。

項 目		数 値	備 考
入所者数		27 人	令和元年度末時点の施設入所者数
地域生活 移行者数	目標	2 人（7.4%）	施設入所からグループホーム等へ地域移行する者の数
	実績	4 人（14.8%）	施設入所者 4 名がグループホーム等へ移行

●第 7 期計画における成果目標

令和 4（2022）年度末時点の施設入所者数と障害福祉サービスの「施設入所支援」における令和 8（2026）年度末時点での見込量を比較し、目標を設定しました。

引き続き、関係施設と連携して入所者の状況を把握し、地域移行が可能である場合は、地域移行・地域定着支援のサービスにより支援を行い、設定した目標値以上の地域移行を目指します。

項 目		数 値	備 考
入所者数		21 人	令和 4 年度末時点の施設入所者数
地域生活 移行者数	目 標	2 人 (9.5%)	施設入所からグループホーム等へ地域移行する者の数

【国の基本指針】

- ①令和 8 (2026) 年度末の福祉施設入所者数を令和 4 (2022) 年度末時点の人数から 5 % 以上削減することを基本とする。
- ②令和 8 (2026) 年度末時点の福祉施設入所者の 6 % 以上が地域生活へ移行することとする。

(2) 地域生活支援拠点の整備

地域生活支援拠点等の整備にあたっては、障がい者の高齢化・重度化や「親なき後」を見据え、地域での暮らしの安心感を確保する必要があります。

障がい者を取り巻く生活課題を解消し、安心して地域生活を継続できるよう、専門的な相談支援、医療等との連携、緊急時における対応、居住支援機能など、必要な機能を集約した地域生活支援拠点の整備が求められています。

●第 6 期計画における目標と状況

自宅で生活する障がい者の介護者の入院等に伴う緊急的な短期入所や入所・入院中の障がい者が地域に移行する場合のグループホームの体験利用などの機能を持ち、障がい者の地域での生活を支援する拠点等の整備について、自立支援協議会の場を用いて協議を行っていますが、令和 5 (2023) 年 12 月末時点で井笠圏域への整備はできていません。ただし、地域生活支援拠点の 5 つの柱である①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・育成、⑤地域の体制づくりのうち、①相談、②緊急時の受け入れ・対応については、部分的に運用を始めています。

項 目		数 値
地域生活支援拠点の整備	目 標	1 か所
	実 績	0 か所

●第 7 期計画における成果目標

障がい者の高齢化や「親亡き後」を見据え、地域課題に応じてどのような機能を持った拠点を整備していくかについて、利用者の障害福祉サービス等のニーズ、基幹相談支援センター設置の本町における必要性の有無など井笠圏域における市町の状況に応じ、自立支援協議会の場等を用いて、関係機関が参画のもと継続して協議を行い、

令和 8 (2026) 年度末までに整備することを目指します。

項 目		数 値
地域生活支援拠点の整備	目 標	1 か所

【国の基本指針】

- ①令和 8 (2026) 年度末までの間、各市町村（複数市町村による共同整備も含む）において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置することにより効果的な支援体制の構築を進め、また年 1 回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ②令和 8 (2026) 年度末までに、強度行動障がい有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

（３）福祉施設から一般就労への移行等

●第 6 期計画における目標と状況

国の基本指針により、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和 3 (2021)～5 (2023) 年度までに一般就労に移行する者を 2 人と見込み、目標設定していましたが、実績は 0 人で、目標は達成できませんでした。

項 目		数 値	備 考
一般就労移行者数		0 人	令和元(2019)年度末時点の一般就労移行者数
一般就労移行者数	目 標	2 人	
	実 績	0 人	

●第 7 期計画における成果目標

国の基本指針と実績を勘案しつつ、令和 8 (2026) 年度末の目標を設定しています。

項 目		数 値	備 考
一般就労移行者数		0 人	令和 3 (2021) 年度末時点の一般就労移行者数
目 標	3 人	1 人	就労移行支援事業利用者
		1 人	就労継続支援 A 型利用者
		1 人	就労継続支援 B 型利用者

【国の基本指針】

- ①令和 8 (2026) 年度中に、就労移行支援事業所等を通じて、一般就労への移行者数を、令和 3 (2021) 年度実績の 1.28 倍以上とすることを基本とする。そのうち、就労移行支援、就労継続支援 A 型及び B 型について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれに係る移行者数の目標値を、令和 8 (2026) 年度中に令和 3 (2021) 年度実績の 1.31 倍以上、概ね 1.29 倍以上、概ね 1.28 倍以上とする。また、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を 5 割以上とすることを基本とする。
- ②就労定着支援事業の利用者数については、令和 8 (2026) 年度末の利用者数を令和 3 (2021) 年度末実績の 1.41 倍以上とすることを基本とする。就労定着率については、令和 8 (2026) 年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が 7 割以上となる就労定着支援事業所の割合を 2 割 5 分以上とすることを基本とする。また、都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。

（４）障がい児支援の提供体制の整備等（障がい児福祉計画）

●第 2 期障がい福祉計画における目標と状況

障がい児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児から学校卒業まで効果的で一貫した支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

令和 2 年 4 月に里庄町中央公民館で発達支援センターさとしょうが開所し、身近な場所で児童発達支援と放課後等デイサービスを受けることができるようになりました。

また、令和 5 (2023) 年 4 月に里庄町放課後等デイサービス「ぼかぼか」が開所し、障がい児のライフステージに応じた切れ目のない支援をすることができるようになりました。

●第 3 期障がい児福祉計画における成果目標

①発達支援センターの設置と保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターは井笠圏域に 1 か所あり（笠岡学園 笠岡市）、同じ事業所が保育所等訪問支援も提供しています。利用希望者に対し、引き続きサービス利用の支援をしていきます。

②主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

井笠圏域に 3 か所あり（重度障害者支援センターすまいるハウス 笠岡市(児童発達

支援事業所)) (重度障害支援センターすまいるキッズ 笠岡市(児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所)) (こもれび 井原市(放課後等デイサービス事業所))、利用希望者に対し、引き続きサービス利用の支援をしていきます。

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和8(2026)年度末までに関係市町と連携を図り、保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関係機関が連携を図るための協議の場を1か所設置することを目指します。また、コーディネーターについては配置できるよう方策を検討します。

【国の基本指針】

- ①児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8(2026)年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
- ②障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8(2026)年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- ③令和8(2026)年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
- ④令和8(2026)年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること、各都道府県、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

第 6 章 障がい福祉サービス見込量

障がいのある方が地域で自立した生活を送るためのサービスを提供しています。障がい福祉サービスには、日常生活に必要な支援を受けることができる「介護給付」と、自立した生活に必要な知識や技術を身につける「訓練等給付」、児童福祉法に基づく「障がい児通所支援」があります。

成果目標達成のための基盤となる個々のサービスの必要量の見込み及びその見込量確保のための方策、実施に関する考え方等を「活動指標」として示します。

活動指標の項目は、国の基本指針により項目が規定されており、本町では、近年のサービス利用動向、利用者数及び対象者数の推移等を主な根拠としアンケート調査の結果や第6期計画の実績等を勘案し、各項目の見込量等を推定しています。

1 介護給付・訓練等給付の見込量（障がい福祉計画）

（１）訪問系サービス

種類	内容
居宅介護	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介助、料理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の障がいがあり、常時介護が必要な障がい者に、居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、家事並びに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる援助並びに外出時の移動（移動支援、通院介助）の介助を行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者に同行し、移動に必要な情報提供（外出先での代筆・代読を含む）、移動の介助等の外出支援を行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護が必要な障がい者に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介助、排せつ及び食事等の介助その他行動する際に必要な援助を行います。
重度障がい者等包括支援	常時介護を要し、意思疎通を図ることに著しい支障がある方のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある方並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する方に対して、居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助の提供を包括的にを行います。

●実績及び見込量

居宅介護の利用者数、利用日数ともに、ほぼ横ばいとなっています。

見込量については、近年の利用実績及び事業所の人手不足による潜在的な需要、介護者の高齢化、施設入所者の地域移行等を勘案すると、利用日数については増加すると見込まれます。

同行援護は令和元(2019)年度以降から実績がありませんが、若年層の視覚障がい者の方が2名いることから、将来的に利用する可能性があることを考慮し、見込量を設定します。

重度訪問介護、行動援護及び重度障がい者等包括支援は実績がなく、対象者も限られているため見込量は設定しないこととします。

			第6期計画			第7期計画		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
居宅介護	実利用者数 (人／月)	見込量	15	15	15	15	15	15
		実績	13	12	12			
	利用量 (時間／月)	見込量	290	290	290	320	320	320
		実績	238	244	249			
同行援護	実利用者数 (人／月)	見込量	2	2	2	1	1	1
		実績	0	0	0			
	利用量 (時間／月)	見込量	10	10	10	10	10	10
		実績	0	0	0			

●見込量確保のための方策等

サービスを提供する事業者を通して、情報の把握と利用者への情報提供に努めるとともに、新たな事業所の参入を促進します。

(2) 日中活動系サービス

種類	内容
生活介護	障がい者支援施設などで、主として昼に排せつ、食事の介護、家事並びに生活等に関する相談及び助言その他必要な日常生活上の支援、創作的活動等の機会を提供し、身体能力、生活能力の維持・向上を図ります。
自立訓練 (機能訓練 ・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型)	一般就労が困難な障がい者に雇用契約などに基づく就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練等の支援を行います。
就労継続支援 (B型)	一般就労が困難な障がい者に就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力向上に必要な訓練等の支援を行います。

就労定着支援	就労系サービスを利用して、一般就労に移行した障がい者に、就労の継続を図るため関係機関との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活の問題に関する相談、指導、助言などの支援を行います。
療養介護	病院において常時介護を要する方に、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医療的な管理の下における介護、日常生活上の世話をを行います。
短期入所 (ショートステイ)	居宅において、介護を行う介護者の疾病その他の理由により、施設等への短期入所を必要とする障がい者(児)を施設で預かり、入浴、排せつ、及び食事その他の必要な支援を行います。

●実績及び見込量

日中活動系サービスについては、全体的に増加傾向にあります。特に生活介護と就労継続支援B型が増えています。

生活介護は事業所の人手不足による潜在的な需要があることに加えて福祉就労者の高齢化や障がい程度の重度化に伴う生活介護への移行もあり、今後も増加することが見込まれます。

就労継続支援B型は、事業所が町内に複数あることで利用しやすくなっていることやひきこもりの支援の受け皿になっているため、総合的には増加傾向にあります。

他の日中活動系サービスについても、過去の実績や障がい者のニーズを考慮し、今後の見込量を設定します。

			第6期計画			第7期計画		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
生活介護	実利用者数 (人／月)	見込量	38	39	40	40	41	42
		実績	40	40	39			
	利用量 (日／月)	見込量	800	825	850	750	770	790
		実績	744	715	706			
自立支援 (機能訓練 ・生活訓練)	実利用者数 (人／月)	見込量	2	2	2	1	0	0
		実績	2	1	1			
	利用量 (日／月)	見込量	60	60	60	30	0	0
		実績	59.8	31	31			
就労 移行支援	実利用者数 (人／月)	見込量	2	3	4	4	3	3
		実績	0	1	5			
	利用量 (日／月)	見込量	20	30	40	60	45	45
		実績	0	11	76			
就労 継続支援 (A型)	実利用者数 (人／月)	見込量	11	12	12	10	10	10
		実績	11	11	10			
	利用量 (日／月)	見込量	240	260	260	250	250	250
		実績	215	218	200			
就労 継続支援 (B型)	実利用者数 (人／月)	見込量	33	34	35	37	39	41
		実績	30	31	33			
	利用量 (日／月)	見込量	540	555	570	620	650	680
		実績	510	518	586			

			第6期計画			第7期計画		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
就労定着 支援	実利用者数 (人／月)	見込量	2	3	3	1	1	1
		実績	1	1	1			
療養介護	実利用者数 (人／月)	見込量	2	2	2	3	3	3
		実績	2	3	3			
短期入所 (福祉型)	実利用者数 (人／月)	見込量	7	7	7	8	10	12
		実績	14	3	5			
	利用量 (日／月)	見込量	30	30	30	70	85	100
		実績	11	33	68			
短期入所 (医療型)	実利用者数 (人／月)	見込量	1	1	1	1	1	1
		実績	0	0	0			
	利用量 (日／月)	見込量	5	5	5	5	5	5
		実績	0	0	0			

●見込量確保のための方策等

サービスを提供する事業所を通して、情報の把握と利用者への情報提供に努めるとともに、新たな事業所の参入を促進します。

就労移行支援のサービス利用者が増加傾向にあるため、サービスの提供体制を整備するよう努めます。相談支援事業所と連携を図り、障がい者の特性にあったサービスを提供できるよう支援します。

また、医療的ケア児等とそのご家族が安心して暮らすことができるように短期入所を利用できる体制を整備するために、短期入所サービス拡大促進事業を継続的に実施していきます。

(3) 居住系サービス

種類	内容
自立生活援助	居宅で単身生活する障がい者が自立した生活ができるように、定期的な巡回訪問、相談対応により居宅で自立した生活を営む上での問題を把握し、必要な情報の提供及び助言、相談など必要な援助を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介助、その他の日常生活上の支援を行います。
施設入所支援	施設入所する障がい者に、主として夜間に、入浴、排せつ及び食事等の介助、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

●実績及び見込量

施設入所者については、共同生活援助への移行などがあり、ほぼ一定数で推移しています。今後は介護者の高齢化や施設待機登録者を考慮すると増加する見込みとなりますが、地域への移行も推進することから、令和5(2023)年度末の利用者数からは微増となることが見込まれます。

共同生活援助については、施設入所者の地域生活への移行の受け皿として、増加することが見込まれます。

自立生活援助は、実績が無く、井笠圏域で事業所がないため見込量を設定しないこととします。

			第6期計画			第7期計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	実利用者数 (人／月)	見込量	14	15	16	16	17	18
		実績	15	16	15			
施設入所支援	実利用者数 (人／月)	見込量	24	24	24	22	23	24
		実績	22	21	22			

●見込量確保のための方策等

サービスを提供する事業所について、情報の把握と利用者への情報提供に努めるとともに、新たな事業所の参入を促進します。

(4) 相談支援事業

種類	内容
計画相談支援	サービスを行う際に必要なサービス等利用計画の作成や事業所との連絡調整などサービスを使うための利用支援を行います。
地域移行支援	施設入所している障がい者や精神科病棟に長期入院している精神障がい者で地域移行において重点的な支援が必要な者に、居住の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。
地域定着支援	居宅で単身生活している障がいのある方に対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に対する相談等の支援を行います。

●実績及び見込量

サービス等利用計画の作成については、すべての障がい福祉サービス利用者が計画の作成対象になっています。今後は、サービス利用者数と同様に推移していくものと見込まれます。地域移行支援、地域定着支援については、地域移行の推進を勘案して見込量を設定しました。

			第 6 期計画			第 7 期計画		
			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計画相談 支援	実利用者数 (人／月)	見込量	87	90	93	100	103	106
		実績	84	84	86			
地域 移行支援	実利用者数 (人／月)	見込量	1	1	1	1	1	1
		実績	0	0	0			
地域 定着支援	実利用者数 (人／月)	見込量	1	1	1	1	1	1
		実績	0	0	0			

●見込量確保のための方策等

サービスを提供する事業所について、情報の把握と利用者への情報提供に努めるとともに、新たな事業所の参入を促進します。

2 障がい児通所支援等の見込量（障がい児福祉計画）

児童福祉法に基づく障がい児を対象としたサービスに関する事業について、実施に関する考え方及び見込みや見込量確保のための方策を示します。障がい児通所支援サービスは、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスとは異なり、児童福祉法に基づくサービスとなります。

（１）障がい児通所支援

名称	説明
児童発達支援	障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	指定医療機関における理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援を行います。
放課後等 デイサービス	放課後又は休日における生活能力向上のための訓練、社会との交流の機会を提供します。
保育所等相談支援	障がい児の通う施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障がい児相談支援	障がい児通所支援を利用する障がい児等を対象に、サービスの内容等を定めた障がい児支援利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映した障がい児支援利用計画の作成を行います。

●実績及び見込量

児童発達支援については利用者数に対して利用時間が増加する傾向にあり、常態的に一定数の利用があります。放課後等デイサービスへの移行があるにもかかわらず、利用者数が減少しないのは、発達障がいと診断される児童の実数が増えていることや発達障がいに対する理解が進み、支援に繋がりやすくなったことが考えられます。

放課後等デイサービスについては、児童発達支援からの移行もあり増加傾向となっています。

今後も障がい児に対するサービス需要は増加していくものと考えられます。

			第 6 期計画			第 7 期計画		
			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
児童 発達支援	実利用者数 (人／月)	見込量	32	34	36	30	29	28
		実績	41	37	35			
	利用量 (日／月)	見込量	220	240	260	195	190	185
		実績	287	209	210			
医療型児童 発達支援	実利用者数 (人／月)	見込量	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			
	利用量 (日／月)	見込量	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			
放課後等 デイサービス	実利用者数 (人／月)	見込量	44	54	64	70	73	76
		実績	48	57	66			
	利用量 (日／月)	見込量	390	480	570	600	625	650
		実績	403	478	551			
保育所等 相談支援	実利用者数 (人／月)	見込量	1	1	1	1	1	1
		実績	1	1	1			
	利用量 (日／月)	見込量	1	1	1	1	1	1
		実績	1	1	1			
居宅訪問型 児童発達支 援	実利用者数 (人／月)	見込量	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			
	利用量 (日／月)	見込量	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			
障がい児 相談支援	実利用者数 (人／月)	見込量	75	80	85	100	105	110
		実績	88	88	81			

●見込量確保のための方策等

これまでは、発達支援センターさとしょうにおいて、児童発達支援と放課後等デイサービスを行っていました。

しかし、町内には小学校 3 年生以降を対象とした放課後等デイサービス事業所はなかったため、令和 5 (2023) 年 4 月に、里庄町放課後等デイサービス事業所「ぼかぼか」が開所し、町内で小学校 3 年生以降を対象とした放課後等デイサービスを利用することができるようになりました。

今後もサービスを提供する事業所について、情報の把握と利用者への情報提供に努め、身近な場所で支援が切れ目なく受けられるよう事業を促進します。

3 地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業は、障がいのある人がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた事業を効率的・効果的に実施し、障がいのある人の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず町民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

また、地域生活支援事業は法律上実施しなければならない具体的な事業が定められていますが、これに限らず町の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を実施することができることとなっています。

(1) 必須事業

1 相談支援事業

名称	説明
相談支援事業	障がい者、家族等に対する相談対応、サービスの利用に関する支援、情報提供等を行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用するための申立費用等について、必要な方に補助をする事業です。

障がい者とその家族等が安心して日常生活を送ることができるように、笠岡市・里庄町相談支援センターを設置しており、日常生活の困りごとや支援についての相談体制を引き続き維持します。

また、「成年後見制度利用支援事業」については、成年後見制度の普及を見極めながら慎重に対応しています。

今後も障がい者の相談に応じ、必要な情報提供、助言及びサービス利用にあたって支援を行うとともに、障がい者等の権利擁護のために関係機関と連携し、必要な援助を行います。

2 意思疎通支援事業

名称	説明
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣や要約筆記者派遣等、障がい者(児)とその他の者の意思疎通の円滑化を図ります。

(社)里庄町社会福祉協議会に手話通訳士が配置され、身近なところで依頼ができるようになったことで、以前よりもサービスの利用件数が増加したと思われます。

現在、手話を使う聴覚障がい者は町内に2人で、その件数は横ばいで推移していくと見込まれますが、聴覚障がい者以外の知的障がい、失語症、高次脳機能障がい、重度の身体障がいなど、意思疎通が困難である障がい者のニーズにも対応できるよう努

めます。

		第6期計画			第7期計画		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
派遣回数 (回／年)	見込量	35	35	35	50	50	50
	実績	58	45	35			

3 日常生活用具給付等事業

名称	説明
日常生活用具 給付等事業	重度の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者で、日常生活上の便宜を図るための用具を必要とする者に対して、当該用具を給付します。

利用実績を年度別に比較すると、「排せつ管理支援用具」の利用件数は令和5(2023)年度の実績から、増加傾向にあると見込まれます。その他の日常生活支援用具では、ほぼ横ばい傾向になっています。

日常生活用具給付等事業における近年の利用状況及び障がい者のニーズ等を勘案して設定します。

			第6期計画			第7期計画		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護・訓練 支援用具	利用件数 (件／月)	見込量	1	1	1	2	2	2
		実績	0	2	2			
自立生活 支援用具	利用件数 (件／月)	見込量	2	2	2	1	1	1
		実績	1	0	1			
在宅療養等 支援用具	利用件数 (件／月)	見込量	1	1	1	1	1	1
		実績	0	0	0			
情報・意思疎 通支援用具	利用件数 (件／月)	見込量	2	2	2	2	2	2
		実績	2	4	2			
排せつ管理 支援用具	利用件数 (件／月)	見込量	220	230	240	250	250	250
		実績	223	193	240			
居宅生活動 作補助用具	利用件数 (件／月)	見込量	1	1	1	1	1	1
		実績	0	1	2			

4 移動支援事業

名称	説明
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等に対して、円滑に外出できるよう移動を支援します。

利用者数は、横ばい傾向にありますが、利用時間は増加傾向にあります。

見込量については、移動支援事業における近年の利用状況及びニーズ等を勘案して設定します。

障がい者の多様な活動、社会参加や自己実現を支える重要なサービスとして今後さらに支援を強化します。

		第6期計画			第7期計画		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実利用者数 (人／月)	見込量	3	3	3	3	3	3
	実績	4	3	3			
利用時間数 (時間／月)	見込量	400	400	400	400	400	400
	実績	352	307	400			

5 地域活動支援センター事業

名称	説明
地域活動支援センター事業	創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います。

利用実績については、年度別の利用人数を見てみると、横ばい傾向にあります。

見込量については、近年の利用状況及びニーズ等を勘案して設定します。

		第6期計画			第7期計画		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実利用者数 (人／月)	見込量	2	2	2	2	2	2
	実績	2	2	2			

6 手話奉仕員養成事業

名称	説明
手話奉仕員養成事業	日常会話程度の会話ができる手話奉仕員を養成するための養成講座を実施します。講座で培った能力を手話の普及啓発や聴覚障がい者との交流等で活かしていただきます。

(社) 里庄町社会福祉協議会に委託して、手話奉仕員養成講座を開講しています。

利用者数は年々増加しています。幼稚園や保育所、小中学校の出前講座や手話のリーフレットの配布、養成講座・研修内容の充実により、手話に関心を持ち、受講者が更に増加するよう啓発に努めます。

		第6期計画			第7期計画		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実利用者数 (人／月)	見込量	10	10	10	10	10	10
	実績	3	7	5			

(2) 任意事業

1 日中一時支援事業

名称	説明
日中一時 支援事業	日中において監護する保護者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と認められる障がい者(児)に、日中における活動の場を提供します。

利用実績の年度別傾向を見ると、利用者数、利用時間数ともに減少傾向となっています。

高校卒業後の進路として就労継続支援や生活介護などの福祉サービスの利用が開始することや未就学児が就学することで、日中活動できる環境におかれるため、需要が減少していると思われます。

見込量については、日中一時支援事業における近年の利用状況及びニーズ等を勘案して設定します。

		第6期計画			第7期計画		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実利用者数 (人／月)	見込量	15	15	15	20	20	20
	実績	22	18	12			
利用時間数 (時間／年)	見込量	3,500	3,500	3,500	3,400	3,400	3,400
	実績	3,686	2,739	1,560			

2 社会参加促進事業（自動車改造等助成事業）

名称	説明
自動車改造等 助成事業	身体障がい者等が自動車を運転するために必要な改造費を助成します。

利用実績の年度別傾向を見ると、令和4(2022)年度に1件実績がありました。

見込量については、自動車改造等助成事業における近年の利用状況及びニーズ等を勘案して設定します。

			第6期計画			第7期計画		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自動車改造 等助成事業	実利用者数 (人／月)	見込量	2	2	2	1	1	1
		実績	0	1	0			

3 福祉ホーム事業

名称	説明
福祉ホーム事業	家庭環境や住宅事情などにより、居宅での生活が困難な障がい者を対象に、低額な料金で居宅やその他の施設を提供するとともに、日常生活に必要な援助を行うことにより、障がい者の地域生活を支援します。

利用実績は少ないものの、障がい者が地域に移行するために必要な事業であり、今後も事業を実施します。

見込量については、近年の利用状況及びニーズ等を勘案して設定します。

		第6期計画			第7期計画		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実利用者数 (人／月)	見込量	2	2	2	1	1	1
	実績	2	2	2			

第 7 章 サービスの充実と計画推進

1 計画の実施体制

(1) 里庄町の体制

本計画は福祉や保健、医療だけでなく就労や教育といった分野まで幅広く関係するため、住民や地域との協働、また関係機関及び事業所と連携を図りながら推進します。

町の体制としても各担当課や関係部局と連携を図りながら、実施体制のさらなる強化・充実を目指します。

(2) 井笠圏域としての体制

3市2町から構成される井笠圏域では、構成市町である笠岡市、井原市、浅口市、矢掛町と連携・協議を行いながら、井笠圏域としてのサービス提供や施設整備について調整を図ってきました。

新たな井笠圏域のサービス提供体制が確立されてきた中で、各市町単位ではなく圏域としてそれぞれの支援不足を補える体制づくりを行っていきます。

(3) 関係機関・ボランティア団体との連携体制

本計画を着実に推進していくためには、関係行政機関、社会福祉法人やNPO法人、町民や関係団体がそれぞれの役割を担い、連携していくことが必要です。そのために、関係者が互いに協力できるよう、連携体制の強化を図ります。

また、障がい者福祉のより一層の充実のためには国や県との連携も重要であるため、更なる連携の強化を図るとともに、必要な要請を行いながら施策の推進に努めます。

2 計画の推進体制

（１）町内関係機関との連携

障がい者に対する施策は、福祉分野にとどまらず、保健、医療、教育、住宅、交通、情報など広範な分野にわたるため、担当課が中心となり、他の関連する課との連携はもとより、町内関係機関との相互連携を図りながら、本計画を推進します。

（２）関係各機関との連携

計画の実施にあたっては、ハローワークや特別支援学校等、国や県の機関、また、障がい者や障がい者団体、社会福祉協議会、医師会、ボランティア団体、民生委員・児童委員等関係各機関と連携を図りながら、円滑な事業の実施に努めます。

また、障がい者関係団体、福祉サービス事業者、保健・医療機関などの関係者で構成する「笠岡市・里庄町障害者自立支援協議会」により、地域の関係機関によるネットワークの構築、障がい者福祉計画の具体化に向けた協議などを行います。

（３）計画の進行管理と評価

令和８（2026）年度を目標年度とする数値目標（成果目標）と、成果目標を達成するための障がい福祉サービス等の見込量確保が達成されるよう、PDCAサイクルに基づき、年度ごとに達成状況の点検及び評価を行い、円滑な進行管理に努めます。

参考資料

1 用語集

<あ>

移動支援事業（いどうしえんじぎょう）

円滑に外出できるよう、移動を支援するサービス。

<か>

学習障がい（LD）：（がくしゅうしょうがい）

発達障がいの1つ。知的には問題が無いのに、読む・書く・計算するなど特定の分野において学習上著しく困難を生じる障がい。

グループホーム（ぐるーぷほーむ）

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者等の世話人の支援を受けながら、地域のアパート、マンション、一戸建て等で生活する居住の場のこと。平成26年4月1日より、グループホームとケアホームの2つに分かれていたサービスがグループホームに一元化された。

グループホームで提供するサービスは、「日常生活の援助等の基本サービス」と「利用者の個々のニーズに対応した介護サービス」の2つとなっている。またグループホームは、入所施設と比較すると規模が小さく、数人で暮らす生活の場であるため、支援者一人ひとりのニーズにあったものとなる。

ケアマネジメント（けあまねじめんと）

ケアを必要とする方が、常にそのニーズに合致した適切なサービスが受けられるように支援する一連の活動。

権利擁護（けんりようご）

高齢者や障がい者などが不利益を受けることを防ぎ、身の安全や自由な気持ち、幸せでいたい気持ちなど、誰もがあたり前に持っている権利が侵害されないように守ったりサポートすること。

行動援護（こうどうえんご）

自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援、

外出支援を行えるようなサービス。

高次脳機能障がい（こうじのうきのうしょうがい）

交通事故や転落事故、スポーツ事故等によって脳に損傷を受ける、あるいは脳血管障がい後の後遺症として、記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がいなどの認知障がいを生じることで、日常生活・社会生活への適応が困難となる障がい。

合理的配慮（ごうりてきはいりょ）

障がいのある人から「社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応が必要」との意思が伝えられたときに、行政機関等や事業者が負担が重すぎない範囲で必要かつ合理的な対応を行うこと。

<さ>

災害時要援護者（さいがいきじょうえんごしゃ）

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時に適切な防災行動を取ることが特に困難な方をいう。具体的には、ひとり暮らしや寝たきりの高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、外国人などがあげられる。

施設入所支援（しせつにゅうしょしえん）

施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行うサービス。

自閉症スペクトラム障がい（じへいしょうすぺくとらむしょうがい）

発達障がいの1つ。対人関係が苦手、強いこだわりといった特徴がある障がい。

医療領域で、自閉症、広汎性発達障がい、アスペルガー症候群は、「自閉スペクトラム症／自閉症スペクトラム障がい」という診断名が使われている。

社会福祉協議会（しゃかいふくしきょうぎかい）

福祉のニーズを持つ人々をはじめとする住民の福祉向上を図るために必要な福祉活動を自主的に進める民間団体であり、社会福祉法に基づき、全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されている。住民や、福祉施設、福祉団体、福祉にかかわる行政、ボランティア・町民団体、企業など、公私の福祉関係者が広く参集し、ノーマライゼーションの理念に基づく権利としての福祉の実現を目指して、地域における総合的な福祉の推進を図るためにその活動を展開している。

重症心身障がい児（じゅうしょうしんしんしょうがいじ）

重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態にある子どものこと。成人する

と重症心身障がい者と呼ばれる。先天性の疾患や出生時のトラブルで脳の機能に障がいがあり、歩くことや話すことができず、いわゆる寝たきりに近い状態で、恒常的に生活介助を必要とする。

重度訪問介護（じゅうどほうもんかいご）

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする者に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うサービス。

重度障害者等包括支援（じゅうどしょうがいしゃとうほうかつしえん）

介護の必要性がとて高い障がい者に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行えるようなサービス。

就労移行支援（しゅうろういこうしえん）

一般企業への就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

就労継続支援（しゅうろうけいぞくしえん）

一般企業等での就労が困難な障がい者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために、必要な訓練を行うサービス。雇用型であるA型と非雇用型であるB型がある。

障がい児保育（しょうがいじほいく）

就学前の障がい乳幼児のための保育のこと。障がい児だけの集団を対象とするものと、障がい児と非障がい児を合わせた集団を合わせた集団を対象とする主に2つの保育形態がある。

障害者基本法（しょうがいしゃきほんほう）

日本における障がい者のための施策に関する基本的な事項を定めた法律。

障がい者自立支援協議会（しょうがいしゃじりつしえんきょうぎかい）

相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステム作りに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置するもの。

障害者総合支援法（しょうがいしゃそうごうしえんほう）

従来の「障害者自立支援法」に代わり平成25(2013)年4月1日に施行された法律。従来制度の谷間を埋めるべく障がい者（児）の定義に難病等が追加され、さらに平成26(2014)年4月1日からは重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームの一元化、

障害支援区分の創設など実施された。

障がい支援区分（しょうがいしえんくぶん）

障害者総合支援法に定められている障がい福祉サービスを利用する際の必要な区分。町もしくは町が委託した相談支援事業所が区分判定の調査を行い、その結果を基に町の審査会にて障がい支援区分を認定する。区分は介護の必要度により、1から6までの6段階に分けられる。

職場適応訓練（しょくばてきおうくんれん）

障害者の雇用の促進等に関する法律、雇用対策法、雇用保険法等に基づき、都道府県知事が事業主に委託して障がい者の能力に適した作業に従事させ、その職場環境への適応を図ろうとするもので、1年以内の実施訓練を行う。訓練終了後は引き続きその事業所にて雇用されることを前提とする。訓練期間中、障がい者に対しては訓練手当が、事業主に対しては訓練費が支給される。

ジョブコーチ（じょぶこーち）

障がい者の就労にあたり、障がい者が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整備する者。また、障がい者就労移行支援事業所に勤務し、雇用先との調整、障がい者の指導を行っている職員のことをジョブコーチという場合もある。

自立訓練（機能訓練・生活訓練）（じりつくんれん）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力向上のために必要な訓練を行うサービス。

心身障がい（しんしんしょうがい）

知能、言語、情緒、行為、身体機能等、心身の機能に障がいがある状態の総称。

身体障がい（しんたいしょうがい）

目や耳、手足、内臓などに一定程度以上の永続する障がいをいう。

身体障がい者手帳（しんたいしょうがいしゃてちょう）

身体障害者福祉法に基づき、障がいの種類や程度により交付される手帳。障がいの程度は1級から6級まで。障がいの種類は視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい、肢体不自由、心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・免疫機能障がいがある。障がい者を対象にしたサービスや制度を利用する際にはこの手帳を必要とする。

生活介護（せいかつかいご）

常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供するサービス。

精神障がい（せいしんしょうがい）

精神機能の障がい（精神疾患）のため、長期にわたり日常生活または社会生活に制限を受け、何らかの支援を必要とする状態をいう。

精神障がい者保健福祉手帳（せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう）

精神障がいがあると判断された人及び発達障がいと診断された人に対し交付される手帳。この手帳を持つことで福祉サービスの利用や交通費などの助成制度を利用することができる。

相談支援事業（そうだんしえんじぎょう）

障害者福祉に関する相談に応じ、情報の提供、助言、権利擁護を行うサービス。

<た>

多動（たどう）

注意欠如多動性障がい（ADHD）の中心症状の一つ。基本的な症状は、多彩で不均一なところがあるが、注意散漫、注意の持続が短い、衝動性、易興奮性、一部の固執性、不器用などである。原因は脳の機能障がいにあるとの知見が多い。

短期入所（たんきにゅうしょ）

ショートステイ。家庭等で障がい者の介護を行う人が、病気、冠婚葬祭、事故等の社会的理由やその他の私的理由によって、一時的に介護が困難になった場合などに、障害者支援施設等を利用し、必要な介護などを受けるサービス。

地域生活支援事業（ちいきせいかつしえんじぎょう）

地域の実情に応じて、相談支援や日常生活用具の給付、移動支援などの生活をサポートする事業。必須事業と任意事業に分けられる。

知的障がい（ちてきしょうがい）

知的機能の障がいが発達期（おおむね 18 歳）までにあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの支援を必要とする状態をいう。

注意欠如・多動性障がい（ADHA）：（ちゅういけつじょ・たどうせいしょうがい）

発達障がい の 1 つ。集中力が持続しない、不注意、多動などの症状がみられ、集団生活への適応が困難な障がい。

聴覚障がい（ちょうかくしょうがい）

難聴、失聴、中途失聴（成長して聴覚を失うこと）といった聴覚の障がい。身体障がい者手帳を持つことで障がい福祉サービスを利用できる。

デイサービス（でいさーびす）

在宅の障がい者の自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上などを図ることができるように、通所によって創作的活動や機能訓練、入浴・飲食サービスなどを提供することにより、自立と社会参加を促進するサービス。

同行援護（どうこうえんご）

平成 23 年 10 月 1 日から開始となった重度視覚障がい者の外出を支援するサービス。

<な>

日常生活用具給付等事業（にちじょうせいかつようぐきゅうふとうじぎょう）

重度障がい者に日常生活用具等を給付または貸与する事業。

日中一時支援事業（にっちゅういちじしえんじぎょう）

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図るためのサービス。

ノーマライゼーション（のーまらいぜーしょん）

障がいの有無や、年齢、性別に関わらずともに支えあい、互いを支えあいながら安心して豊かに暮らせる社会づくりという考え方。

<は>

発達障がい（はったつしょうがい）

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものをいう。（発達障害者支援法の定義）

バリアフリー（ばりあふりー）

高齢者や障がい者の歩行、住宅などの出入りを妨げる物理的障がいがなく、動きやすい環境をいう。今日では物理的な障壁を取り除くことだけでなく、制度的、心理的、情報等

障がい者を取り巻く生活全般に関連している障壁（バリア）を取り除く（フリー）ことをいう。

福祉的就労（ふくしてきしゅうろう）

就労移行支援サービス、就労継続支援サービスや小規模作業所等において提供される労働の場があり、そこで働くことをいう。自立、更生を促進し、就労または技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えてその自立を助長すること、生きがいをつくることを目的とする。

放課後等デイサービス（ほうかごとうでいさーびす）

障がい児の放課後や夏休みなどの居場所として療育支援を行うサービス。

<ま>

民生委員（みんせいいいん）

民生委員法に基づき、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場になって相談に応じ、及び必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務として市町村の区域に配置されている民間の奉仕者である。民生委員は児童委員を兼ねる。

<や>

ユニバーサルデザイン（ゆにばーさるでざいん）

はじめからバリアを作らず、障がいの有無や年齢などにかかわらず誰にとっても利用しやすいような配慮の基に、「まちづくり」や「ものづくり」を考案・設計しようとする考え方。

<ら>

リハビリテーション（りはびりてーしょん）

障がい者の機能回復や維持にとどまらず、人間としての尊厳を維持し、地域において障がい者の自立と参加を目的としたノーマライゼーションを目指す理念。

療育手帳（りょういくてちょう）

知的障がいがあると判断された人に対し交付される手帳。この手帳を持つことで障がい福祉サービスの利用や交通費などの助成制度を利用することができる。

療養介護（りょうようかいご）

医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及

び日常生活の世話をを行うサービス。

2 策定委員会委員名簿

区分	所 属	氏 名
町議会	委員長・里庄町議会議長	小 野 光 章
	里庄町議会建設福祉委員会委員長	仁 科 英 磨
学識経験者	里庄町教育相談員（元小学校長） 里庄町発達障がい者支援コーディネーター	栗 尾 康 子
関係団体を代表とする者（障がい者団体）	岡山県身体障害者福祉連合会 浅口支部里庄分会長	遠 田 末 吉
	若草むつみ会会長	高 田 桂 子
	クローバーの会会長	仁 科 久 之
	発達障がい者（児）親の会 「そらいろ」会長	北 村 美紀子
	笠岡市・里庄町自立支援協議会会長	野 村 泉
関係団体を代表とする者（事業所）	笠岡市・里庄町相談支援センター	江 木 京 子
	就労継続支援B型事業所 「四つ葉の家」管理者	山 本 亜 依

**第4期里庄町障がい者福祉計画・
第7期里庄町障がい福祉計画及び
第3期里庄町障がい児福祉計画**
令和6年3月

発行：岡山県里庄町 健康福祉課
〒719-0398
岡山県浅口郡里庄町大字里見 1107-2
T E L : (0865) 64-7232
F A X : (0865) 64-3618
